

平成24年第6回横手市議会9月定例会会議録

---

議事日程（第4号）

平成24年9月6日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程第4号に同じ

---

出席議員（27名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大
14番	堀田賢逸	15番	佐藤徳雄
16番	佐々木誠	17番	菅原恵悦
18番	齋藤光司	20番	佐藤清春
21番	佐藤忠久	22番	寿松木孝
23番	播磨博一	24番	佐々木喜一
25番	佐藤功	27番	奥山豊
28番	阿部正夫	29番	高橋勝義
30番	田中敏雄		

---

欠席議員（2名）

13番	小沢秀宏	26番	塩田勉
-----	------	-----	-----

---

説明のため出席した者（29名）

市 長 五十嵐 忠 悦                      副 市 長 鈴木 信 好

副市長	佐藤良吉	教育長	高橋準一
総務企画部長	浮嶋伸	財務部長	石山清和
市民生活部長	小丹茂樹	健康福祉部長	柴田恒宏
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐々木孝雄	消防長	泉田榮次
市立横手病院 事務局長	佐藤正弘	市立大森病院 事務局長	金澤和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏
総務企画部長 総務課長	佐藤亮	総務企画部長 経営企画課長	高橋嘉
財務部財政課長	三浦淳	横手地域局長	石山昭一
増田地域局長	遠藤晴美	平鹿地域局長	眞田正照
雄物川地域局長	福岡新作	大森地域局長	高山勇光
十文字地域局長	鈴木淳悦	山内地域局長	照井礼司
大雄地域局長	鈴木康和		

---

**事務局職員出席者**

事務局長	高橋実	主幹	佐藤しげ子
総務担当主査	佐藤和志	議事調査担当主査	長瀬肇
議事調査担当主査	松井尊臣		

◎開議の宣告

○高橋勝義 副議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員から、26番塩田勉議員から欠席する旨の届け出があります。

議長に事故がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

よろしく願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○高橋勝義 副議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

---

◇ 佐々木 誠 議員

○高橋勝義 副議長 16番佐々木誠議員に発言を許可します。

16番佐々木誠議員。

【16番（佐々木誠議員）登壇】

○16番（佐々木誠議員） おはようございます。

市民の会の16番佐々木誠でございます。

一般質問をさせていただきます。

例年ですと、今ごろの時期ですと東北の短い夏も終わり、秋の気配が感じられるこのごろですというような文章が始まりますけれども、ことしは暑過ぎて、まだまだ残暑の厳しい日が続きそうで、こういう表現ができなかったです。本当に暑過ぎて、農作物への影響、特に田んぼの稲にどんな影響があるのかちょっと心配しているところでございます。何とか豊作であってほしいと願っております。

さて、先日、近くのおばあさんが行方不明になりました。地域局の皆さん、消防団の皆さん、警察の皆さん方の捜索により、無事に発見されました。本当によかったです。捜索で無事に発見されるということは珍しいことで、胸がいっぱいです。地域局の職員の方がこのように言うておりました。全く同じ気持ちでした。無事で発見されたので、特に述べることはございませんが、今後のためにも捜索のあり方、方法についてはよく検証しておいたほうがよいのではと思っております。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

通告の順にしたがって進めていきたいと思っております。

最初は、教育問題についてです。

今月になりまして新聞にはいじめの問題の記事が余り載っておりませんが、先月までは毎日のように取り上げられ、新聞に載っておりました。大津市のいじめの問題、自殺した子どもの家族のことを思う

と本当に気の毒な気持ちでいっぱいでした。

大津市の教育関係者が今までいじめ対策に真剣に取り組んできたのでしょうか。疑問にさえ思いました。また、教育委員会と市側の意見、見解の食い違いや教育関係者の取材の様子から情報の共有の欠如、取り組みへの真剣さの欠如、説明の不自然さを強く感じました。そして、思いました。横手市の市長や教育関係者をこういう形でテレビには出てほしくないものだなと思った次第です。そういう強い思いから、今回はいじめについてを質問させていただきます。

横手市の教育委員会がいじめ対策について何もやっていないとは思っておりません。市長の所信説明の中でも、各種の事業を行いながら対策に取り組んでいることが説明されており、今すぐどうのこうのと心配しているわけではございませんが、いじめが表面化してきたときにはかなり進んでいると判断しなければならないと言われておることから、いじめがないとって油断せずに、いつも注意深く子どもたちの状況を観察していくべきと思っております。いじめの区別、判断の難しさもあろうかと思いますが、親の気持ち、いじめられる子どものことを考えて、絶えずいじめ防止に努めてほしいと願いながら質問いたします。

ア、いじめ情報の有無、ちょっと言葉の表現は簡単過ぎて申しわけございませんが、本当にいじめはないんですかということでございます。先ほども言いましたが、いじめが表面に出てくるようであれば、かなり進んでいるということらしいので、あえてお尋ねいたしました。

イ、教育現場でのいじめ対策としての基本的な取り組みについてお尋ねいたします。

いじめの事例はいろいろだと思います。対応の仕方いろいろだと思いますが、まず、基本的な取り組みの仕方、方法があって、その基本的なマニュアルをもとにいじめの事例により取り組みを変えていく方法が一般的なのかなと素人考えですけれどもそんなことを思っております。いじめがないからとって油断せず、基本的なマニュアルだけは徹底しておくべきと思っておりますが、所見をお伺いいたします。

ウ、教育長、教育関係者の情報の共有はどうなっているのか、どこまでの共有を基本としているのか。大津市の教育関係者の取材、報道を見て感じたことは、話す内容がばらばらで、いじめ対策の意識、情報の共有のなさがあのような状況になったのではないかと思います。教育関係者、教育現場等が情報を共有しながら対処していくべき体制はとっておいたほうが良いと思っておりますが、所見をお伺いいたします。

次に、経営品質向上プログラムについて質問いたします。

ア、受け付け対応の改善。ちょっとこの表現がまずかったと思っておりますけれども、すべての受け付けが悪いから変えたほうが良いという意味のことではございません。ピンポイント的な内容ですので、どうしたらいいかなと表現に苦しみましたけれども、そこはご理解をお願いしたいと思います。

合併して横手庁舎に来るようになって2年ぐらい続いたのでしょうか。朝、庁舎に入ると受け付けに座っている女性の方が「おはようございます」といつも笑顔で声をかけて迎えてくれました。気持ちよかったですね、気持ちも晴れ晴れとして庁舎に入ったものです。それが、いつのころか声かけはなくなり、

笑顔もなくなりました。寂しいものです。気分も暗くなります。秋田県第二の都市の横手庁舎の窓口がこれでいいのか、そんな気持ちになりました。そのうち状況も変わって、明るい窓口対応が戻って来るだろうと思って期待していましたが、その気配も感じられなかったので、今回質問に取り上げたところでございます。窓口対応について皆さんで考えてみましょうという思いでございます。

所見をお伺いいたします。

次に、イ、職員配置は経営品質向上を目指すべき。合併後、職員定数削減は大きな課題であり、市当局もいろいろ知恵を出して目標に向かって努力していることと思います。

今議会の23年度決算委員会の中でも職員の削減、配置について議論がありました。ややもすれば職員を削減することにより、行政サービスの低下が心配されます。

議員のほうから言わせてもらえば、職員を削減することによりサービスの低下を招かないようにということになりますが、ここでちょっと気になることがあります。職員が減らされて仕事に支障が生じている状況がもしあった場合、職員の中からそういう話が出ない限り私たちはわからないわけです。私たちがそういう状況を知るということは、職員のほうから話が出るからだと思います。

一方、人事担当の見解としては、仕事に支障のないような職員の配置を考えておりますということになると思います。ということになれば、職員間の意思の疎通に欠けているのではないかということなのです。大きく言えば、経営品質向上に対する認識がまだまだなのかなという印象を受けるのです。

このような状況の中で、経営品質向上は、まだまだ望めないのではないかという思いから、この質問を取り上げた次第です。市長の所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○高橋勝義 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点お尋ねがございましたけれども、1点目の教育問題につきましては教育委員会のほうから答弁をしていただきたいと思っております。

私のほうからは2点目の経営品質向上プログラムについて、その中でも2点お尋ねがございました。

まず、窓口対応に限ったことではございませんけれども、お客様対応における接遇、マナーは市役所職員として当然身につけるべきものであります。

私たちはだれのために存在するのか、いわゆる市役所職員のことでございますが、このことを考えれば、どう行動すべきか理解できるはずであります。市民の皆様からの苦情などがなかなか減らないということは、プロとしての自覚が足りない職員もいるということでありまして、管理職も含め職員教育、指導の徹底を強く感じているところであります。

また、合併する際の申し合わせに基づきまして、定員適正化計画をつくったわけでありましてけれども、新規の採用枠を7人程度ということです。ずっと採用試験を実施してまいりましたが、特定の技術や能力、資格を有する職種にあっては、住民サービスの低下を招かないよう3年前より別枠で採用試験を実施い

たしております。

もちろん人事配置についてもこれらを考慮し、職員の意向調査や各職場ヒアリングなど状況の把握を十分に行った上で実施しており、研修制度の充実にも努めながら、住民サービスの低下を招かないよう努力をしているところであります。

ただ、平成26年度には大量退職も控えるなど、職員数は今後も減り続けることとなります。あわせて国や地域の厳しい経済状況、市の将来的な財政見通しを考えると、今より多くの仕事をより少ない人数でこなすことが求められております。

このため、職員一人一人がこのことを理解し、意識して努力と工夫を重ねながら、真剣に組織改革に取り組んでいくことが必要と言えます。

このような中で、ご指摘にもありました経営品質向上プログラムは、常に住民の視点から行政経営のあり方を見直し、住民のために変わり続ける組織であれというものでありまして、職員一人一人の気づきや変革を促す上で大変有効な手段の一つであります。

したがいまして、ご指摘いただいた点も十分考慮に入れ、経営品質向上プログラムの理念に基づいた実効性ある人材育成、研修制度を今後も継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○高橋勝義 副議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 1点目の教育問題、主にいじめについて都合3点のご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

けさの新聞でもいじめに関するニュースが2つ、新聞によっては第1面に文部科学省の今後のいじめ対応についての記事が大きく載っておりました。もう一つは、また大変痛ましいことに、札幌市で中学生が自殺をしたと、いじめを思わせるようなメモがあったということ、まだ説明はされていないということですが、そのようなニュースでした。まことをもって大変遺憾だとか、痛ましいことでもあります。

さて、きのうも7番議員のご質問にお答えしたところですが、いじめ情報についてです。

いじめ情報については、きのうも申し上げましたが、教育委員会が作成した生徒指導対応マニュアルに基づいて、いじめが発生した場合には、その都度速やかに教育委員会に報告される体制が整えられております。また、毎年、国も調査を行っておりまして、市、教育委員会としても年度内に各学校で発生したいじめの事案については、その対応別に確実に把握できております。

昨年度のいじめの発生状況は、対応としては仲間外れというのが4件報告されているものの、さきにも申し上げましたが、心配されるような深刻な事案は報告されておりません。この4件については、当該学校においていじめられた子どもの立場に立った素早い丁寧な対応によってすべて昨年度内に解決さ

れております。今後もしじめ対策については、教育の重点目標として根絶を目指して取り組んでまいりたいと、このように思っております。

2つ目の基本的な取り組み、これにも先ほども触れたことではありますけれども、各学校ではいじめはあってはならないこととしながら、ただしどの子にも起こり得るといような認識に立って、アンテナを高くして取り組んでおります。いじめたほうはいじめたつもりでないとと言っても、受けたほうがいじめだととらえればそれはいじめでありますので、学校ではいじめ対策委員会というものがどの学校でも組織されておまして、チーム対応を基本とした取り組みを進めております。

また、教育委員会の先ほども対応マニュアルの話はしましたけれども、もう一つのいじめ関連の資料としては、いじめ対応のチェックリストというものも教育委員会が作成し、各小・中学校に配布をして活用していただいております。そういうものを活用して、いじめの未然防止や早期発見にも力を入れて取り組んでおります。

具体的にはいじめ調査だとか、それからこちらが大分有効なんですけれども、学校生活満足度調査、学校生活はどういうところに満足しているか、どういうところに不満があるかというふうな調査なんですけれども、そのようなことを計画的に行うとともに、日々の触れ合いを通じた観察や教育相談活動を充実することで、全職員がアンテナを高くして、未然防止、早期発見に当たっているというのが現状でございます。そして、万が一いじめが確認された場合には、先ほど申し上げたいじめ対策委員会において取り上げて、指導のあり方を検討していく、そして迅速な対応をするということでございます。

3点目が、教育長、教育関係者は情報をどういうふうに共有しているのかという問題でありました。大津市のようなことでは困るんだという話でありましたが、いじめ問題にかかわらず、心配される生徒指導上の事案が発生した場合には、マニュアルに基づいて先ほども申し上げましたように各学校から教育委員会に報告されることになっております。報告を受けた事案は、直ちに県の教育委員会にもその都度報告しております。

県からは、今までは、けさの新聞でまた変わったようなんですけれども、今までは死亡に至った生徒指導上の事案について報告、事後報告です、文科省には。けさほどの新聞では、文部科学大臣が事後報告ではなくて、重要な事案については途中でも報告させる体制をつくるというようなことでしたので、これからはそうなるのだろうと思われませんが、そのような体制で共有を図っていくということでもあります。

なお、市内すべての小・中学校に私は教育長訪問を行っております。それには、教育委員にも同行いただいて、教育長訪問をしているわけですが、その最初の校長の報告の中に生徒指導上の課題だとか、いじめ問題についての報告、実態把握の時間がありますので、そこで把握したことについては、その都度必要に応じて指導を行う。その場面でも指導を行ってきているというのが実情です。学校だけに任せることなく、必要に応じて生徒指導担当の指導主事がおりますので、すぐに担当の指導主事を学校に出向かせる、場合によっては指導課長が直接出向くということもあります。そのように迅速かつ適切な指導、支援を行っております。今後とも一生懸命ゼロを目指して対応していきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○高橋勝義 副議長 16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) いろいろありがとうございました。

いじめ問題が起きて質問するならいろいろ再質問もありますけれども、それだけ丁寧にやってもらえると私の孫も来年から学校に入りますので、安心してやれるような気持ちになりました。

これで終わりたいんですけども、余り早く終わると何だと言われますので、ちょっと質問させてください。

いじめには定義というのがありまして、見てみますと割に簡単でして、だれが見てもわかるような定義でございまして、この定義を見ると簡単にいじめを発見するのに大分苦勞する、よくわからないという事例にあるらしいんですけども、この定義を見るとよほどのことがない限り簡単に見つけられることができるような感じがしますけれども、実際、担当としてはどうでしょうかね。

○高橋勝義 副議長 教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 お答えいたしたいと思います。

いじめに関しては、発見が簡単かどうかというご質問だと思いますけれども、なかなかまず学校としては、ふだんから先生方が非常に子どもたちと触れ合いをもって、日常的に触れ合いを持ちながら観察しておりますし、まず、生活ノート等やりとりを先生と子どもたちがやっております。そういった日常の取り組みがまず一番大事だと思いますけれども、まず、いじめという定義に当てはまるかどうかというのは、非常に一時的なけんか等もいろいろありますので大変難しいところではありますが、やはり子どもが悩んでいるとか、やはりちょっとふだんと違うという場合は、先生方が教育相談とか、そんなに難しいことではないんですけども、状況を聞いたりというようなことで、問題発見に努めているというのが現状であります。

○高橋勝義 副議長 16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) もう1点だけ。

いろいろないじめがあるんですけども、その原因というのは共通しているみたいなんです、横手市の教育委員会としては、いじめの原因というのはどんなこと、いろいろあるだろうけれども、主なあれはこうだというのは何か持っていますか。

○高橋勝義 副議長 教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 まず、先ほど昨年度については4件ということでありましたが、冷やかしかからかい2件、仲間外れ2件というようなことで、まず人間関係というか、友達同士のトラブルというのがまず多いのが現状であります。特に部活動の中で人間関係がちょっといろいろな面でやるといのが本市の場合は多いかなというふうには考えております。

○高橋勝義 副議長 16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) ちょっと例を言いますので、もし5、6年生の生徒が履物を隠されてなくな

ったと、それが何回か続いて、もう学校に行くのが嫌になったという事例がもし発生した場合、当局としてはどのような対応をしますか。ちょっと簡単に。

○高橋勝義 副議長 教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 まず、そのレベルであれば、学校がまず教育委員会に連絡をした場合は、当然教育委員会としては何らかの形で相談に乗りながら、もしかすると深刻であれば学校に出向いて、ともにまず解決策なりを考えていくというのが自然であります。ただ、まず履物がなくなってというようなケースであれば、まず学校は責任を持って対応をすると思います。実際にいきますとまず関係の子どもたちに先生方がまず一人一人当たって、状況を把握しながらまずそういったところの問題、あるいはだれがとかということではないかと思えますけれども、そういった状況把握に努めながら解決に当たる。それで、やはり学校で履物ということではなくて、やはりちょっと困ると、なかなか解決策が難しいというようなものは、当然教育委員会に相談がありますし、そういった場合は一緒に学校に出向いたりしながら、一緒に検討したりするという形になります。

○高橋勝義 副議長 16番佐々木誠議員。

○16番（佐々木誠議員） どうもありがとうございました。

今度経営品質に移りたいと思います。

壇上では、職員間の意思の疎通という簡単な言葉で表現しましたけれども、私はもっと深刻な職員間のつながりに欠けているのかなという感じを持っているんですけれども、市長、そういう感じは受けていないですかね。

○高橋勝義 副議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 個々のケースはあろうかと思えますけれども、例えばそういうつながりがないとすれば、課なりそういう課、室とかという単位の中でまず確認をいただいて、そういう中で管理職なりが把握をしてやられるということになると思いますが、大きいのは例えばこの部分で特別意識のつながりが足りないというようなことでの事例の報告は受けておりませんので、今議員がおっしゃった深刻の度合いはわかりませんが、そこまではいっていないというふうに感じております。

以上でございます。

○高橋勝義 副議長 16番佐々木誠議員。

○16番（佐々木誠議員） この場所で言うてはちょっとまずいかと思えますけれども、人事担当のほうからちょっと雑談的に話を聞いたんですけれども、私たちの気持ちが通じないでなかなかやりにくいと言えばおかしいけれども、ちょっと残念ですというような話がちょっと出ましたので、これがなかなかいわゆる今の意思のつながりが欠けているのかなということで表現したんですけれども、どうですかね、もう一言お願いします。

○高橋勝義 副議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 議員のおっしゃるつながりというのがどの程度なのか、私の認識と多分違うか

と思いますのであれなんですけれども、例えばいわゆる先ほど答弁の中にもありましたけれども、例えば個人の方であれば意向調査ということで、各個人から職場での課題だとか、あるいはこういうことがあるよというような形での意向調査というのも実施してございます。

それからもう一つは、これも答弁の中でありましたけれども、各課室のヒアリングということで、いわゆるチーフクラス、あるいは管理職クラスから今の職務上の中での不都合なりという、あるいはこういう部分での改善をしているというようなことでのヒアリングを実施しているというケースがございます。

それからあと管理職の皆様には、幹部経営会議ということで、春と秋に2回幹部が市長と直接お話をして、仕事の状況とかというところで確認をしながら行っている部分もありますので、そういうものを組み合わせながら組織として、それからチームとして成果が上がるような方向をみんなで考えていきたいと思いますというのを組み合わせながらやってございます。

ただ、議員がおっしゃるように、それぞれの考え方、それから理解の仕方とかという部分では当然差があることですから、一律というわけにはまだまだいっていない部分もあろうかと思っておりますので、そこら辺につきましてはいわゆる仕事の上での指導する立場の者がOJTというものを活用しながら浸透させていければというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋勝義 副議長 暫時休憩します。

再開は10時45分とします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○高橋勝義 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 寿松木 孝 議員

○高橋勝義 副議長 22番寿松木孝議員に発言を許可します。

22番寿松木孝議員。

【22番（寿松木孝議員）登壇】

○22番（寿松木孝議員） 会派さきがけの寿松木孝でございます。

大変お疲れのところ、また、ちょうど折り返しのところで質問の順番が回ってまいりました。

粛々と進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

本来であれば、国政についてしばらくお話ししようかなと思ったんですが、実は評価に値しないと、正直な話そういう感覚でいっぱいでございます。一体何をやっているんだ、我々国民、そして市民、地方自治体のことを何か考えていてくれるのかなど、そんな疑いさえ持つような惨状であります。非常

に残念なことでありますが、これは私たちがこれから選挙で各議員お一人お一人を選ぶことでしか意思を示せない、そんなところがございますので、その部分はこれからお話してもしようがありませんので割愛させていただきたいというふうに思います。

ただし、特例公債法案がとまったことによりまして、地方交付税、またその他さまざまな歳入の部分に影響が出てこようかというふうに思われますけれども、当局の皆様を含めまして、我々議員も一緒になりながら、できるだけ市民の皆さんに影響の出ないような運営の仕方をしていくべきであろうというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、通告にしたがいながら質問を進めてまいります。

1点目の災害対策についてでございます。

先月、8月21日でしたか、消防議員連盟で1年ちょっとぶりで行ってまいりましたが、釜石市、そして遠野市と昨年も行ってきた同じコースで視察をしてきました。理由は、釜石市においてどの程度復興が進んでいるのか、そしてどういう形に変わってきているのか、その変化を見なければいけない。あわせて遠野市へは今回防災センターが新築されておりましたので、その機能を含めた部分を研修したいということで、出かけてまいりました。

釜石市に行きますと、市民ボランティアの方で被災地のご案内をしていただける方がいらっしゃいます。その方をお願いをしながら、昨年行った鶴住居地区の被災地のほうを改めて回ってまいりました。

ここでは大きく2つに運命が分かれた事例がありました。生還したすばらしい事例から申し上げますと、その地区にある小学校と中学校が並んで併設されております。その中学生たちが先生とか教員とかそういう方々の指導なくして、一部の生徒たちが避難を始めたそうであります。それにつられ、屋上に集合していた人たちが、生徒たち、そして教員たちがどんどん避難を始めました。隣にいた小学生たちもそれを見て一緒に逃げたそうであります。そのことでその学校は3階まですべて水没したんですが、1名の死者も負傷者もいなかったすばらしい事例であったと思います。

もう一つ、反対に非常に残念な事例もありました。その建物からほんの数メートルしか離れていないところに鶴住居地区の防災センターというものがございました。これはどうも建設時の話を、詳細は聞いてはいないんですが、ガイドさんの話であれば、どうしても公民館施設が欲しい、その中でなかなか予算化が難しいということで、下を消防施設にし、そして、上を公民館施設に使う、防災センターという形でスタートした建物だったようであります。運が悪くその3月11日の何日か前に防災訓練をした中で、その防災センターに多くの市民の方がやはり避難したといえますか、避難訓練で行ったという事例があったようであります。

そして、3月11日を迎えてしまいました。同じくその1つのフロアに200人以上の方がいたようだという話でございました。はっきりした数字はわかりません。ただ、生還した人は20名ちょっとしかいなかった。

確かに計画書では、避難計画では山に逃げるということになっていたようではありますが、やはり防災

センターという名のついたところはどうしても楽な場所に行きがちだと、こんな心理があらわれてしまった悲しい事例であったというふうに思います。

我々も同じ地方自治体の一員として、やはりそこいら辺の検証はしっかりしながら、今後に生かすべきだなとそんなことも思いながら、そして、遠野市での後方支援のすばらしさを感じながら、今回この災害対策について何点かお尋ねしたいというふうに思います。

まず、1点目の各災害に対してさまざまな支援策が施行されてきましたが、支援の基本的な考え方について聞きたいと思います。これは、私たち横手市の話ではありますけれども、2年続きの豪雪でありましたし、その後の強風災害、そして、豪雨災害とさまざまな災害が続いて発生しております。一連の支援策を見たときに、やはり産業としての農業をいかに復興させるか、立ち直っていただくか、そんな視点からの支援が多かったようにも思いますし、個々の建物だとか、そういうさまざまなものに対しても復旧、復興という部分を主眼点とした支援があったように思います。

確かに私自身も非常に限られたタイトな時間の中ですべてのことを決断しなければいけないという中で、この支援のあり方はそうだろうな、許容範囲だろうなと、そんな思いの中で常々賛成してきましたし、自分なりに議決をしてきたつもりでありました。

しかし、あることを機に少し疑問を持つようになりました。それは、たまたま倒木の処理のことだったんですが、そうやって考えていくうちに、本当にこの支援策でいいんだろうかなと、そんな思いもしたことも事実であります。

まずは市長から今まで行われてきたこのさまざまな支援策についての自己評価と、そしてその問題点等があったとすれば、そこいら辺の部分をお知らせいただきたいなというふうに思います。

2つ目に、停電時における窓口の対応、また、情報の伝達手段をどのようにして確保していくのかということであります。

一義的にはほとんどの庁舎も含めまして、非常用電源というものが整備されてきておりますし、安全かな、安心かなというふうに思わなくもないのでありますが、しかし3.11の現状を聞いたときに、やはりすべてのものがなくなってしまった中で、みんな手作業で作業していた、そんな話を昨年お聞きしておりました。

そんな中でちょっと心配されるのは、ほんの十数年前までは確かに手作業で作業されていた部分も非常に多くありましたし、それがスタンダードであったわけですが、現在のOA化の波の中に、やはり役所自体の仕事の仕方としてもそういうものが当然取り入れられて行われてきているわけでありまして。その手作業でできる部分というものが残っていなければやはりいけないだろうな、どこかにはそういうセーフティネットが必要だろう、ヒューズが必要だろうと、そんな思いからお聞きしたいというふうに思いますので、ぜひ、ある程度の年代の方ではできるとは思うんですが、若い方々の、職員の方々のことを含めまして、どのような指導をされているのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

また、情報の伝達方法なんですが、こういうことを想定しながら我々としても防災無線のすべて変わ

るわけではないんですが、一部代用という形でFMの緊急ラジオの配布も始めておりますし、地域によっては防災無線も残っている。そして、多分広報車等でもいろいろ情報の伝達はできるであろうというふうにも思います。

しかし、なかなか詳細な部分が伝わりにくい状況も考えられなくはありません。例えば、あの強風のときに幾ら防災無線で叫ぼうと、風が強ければ聞こえるところ、聞こえないところを含めてさまざまな、落ちるといいますか、その部分が抜け落ちてしまう部分があるというふうに思いますので、やはり各集落の自治会なりそういう消防団なり、さまざまところからの多角的なチャンネルでの情報の伝達方法というものが必要かというふうに思いますので、そういう部分もあわせてどのように考えられているかをお聞きしたいと思います。

次に、3点目の大規模の災害発生時には、各地域での防災力が試されているというふう感じております。消防団はもちろんでございますけれども、火災予防組合、婦人会、自治会などさまざまな各種団体の協力が必須でございます。これがなくして後方支援などということもあり得ませんし、やはりそういう体制をどうやってつくっていくのか。そして合併前に生きていたそれぞれのすばらしい機能していた組織が今弱体化しているように感じるわけですが、その対策等についてもあわせてお聞きしたいと思います。

次に、大きい2点目の横手駅の周辺整備についてお聞きいたします。

横手駅周辺の整備につきましては、皆様ご案内のとおり短期の事業計画が終了し、今その結果がどんどん出てきている状況であります。私自身から見ても、これはよかったなと思うのは、Y<sup>2</sup>ぷらざのにぎわいでありまして、あのかいわいに集まっている若い方々、そして、買い物客を含めたさまざまな人が集客できている部分については非常に満足度が高いな、コストをかけた意味がその部分についてはあったのかなというふうにも思うわけですが、なかなか駅も私も毎日利用すればいいんですが、なかなか駅にもそんなにも行ける機会もありませんし、時間帯によっても違うと思いますので、1つ目の横手駅の利用客数、そして、東西自由通路の往来数などについて検証してみたい、結果をお聞かせいただきたいというふうに思います。

当初の資料をひもといってみますと、鉄道の利用者数としては2,342人、1日当たりです。非鉄道の利用者として2,815人の5,157人が横手駅を利用してくれるであろうという計画でありました。また、東西自由通路の利用者が4,848人、これは東口でございます。西口側が4,724人という形で、最大に見ても5,000人弱の方が東西自由通路を利用してくれるだろうという計画のもとに施工され、現在に至っているというふうに思います。

これから中期、長期にわたる整備計画も示されているわけですので、そのことを踏まえながら現状がどうなっているのか、そして、今後どうあるべきかということを含めた中での質問でありますので、何とぞよろしくお聞きしたいというふうに思います。

そして、2点目に我が会派の12番の高橋大議員が実はこの条例を制定されるときに疑問を呈したわけ

ですが、西口の駐車場の件であります。

先ごろ有料化となりました。有料化となる前は私も何回か行って見てはいたんですが、意外ととめられている車があったように感じたんですが、その有料化となった後の利用状況ってどうなっているのかなという心配であります。そして、今後も有料化であり続けるそのことによる利用率の見通しについてもお聞きしたいと思います。

3点目がY<sup>2</sup>（わいわい）ぷらざ前の駐車場の件であります。

周辺の施設の利用者は大変先ほども申し上げましたとおり多くいらっしゃるというふうに認識しております。そして、私もたまにはありますけれども、その場所に行くとなかなか駐車スペースがないという現実があるように感じております。特に催事だと何かイベントがあると慢性的に不足してしまうだろう、これはその周辺施設の利用者だけでなく、それ以外の方々が常用的に自分の駐車場として使われているのではないかなというふうに感じるわけでありまして、そういう声があることも事実でありますので、その利用者の利便性という観点からその状況とその対策がどのようになっているかの2点についてお聞きしたいと思います。

最後4点目ですが、Y<sup>2</sup>ぷらざの向いに併設されているという書き方をしてしまったんですが、向いにスーパーマーケットがあります。行かれた方はわかると思うんですが、この導入路というのはY<sup>2</sup>ぷらざの前に入って、Y<sup>2</sup>ぷらざの玄関のところから左に曲がってスーパーの駐車場に入る形になります。

この部分で非常に心配されることが何点かあります。Y<sup>2</sup>ぷらざとそのスーパーの間のところは、当然のごとく歩行者天国になっておりますし、Y<sup>2</sup>ぷらざ自体も小さいお子さんを連れのお母さんたちが結構利用している例も見受けられます。

そんな中で、わざわざそこに横断歩道といいますか、区切らなければ歩道だけであるものを区切ったことによって車が通行するということになると、非常に安全上の心配が出てくるというふうに当初から思っておりましたが、どうもこれもさまざまな機関との調整の中で現在に至っているというふうな話もお聞きしております。

しかし、やはり利用者の利便性と安全性を確保するということは、我々の命題だというふうにも思いますので、できればこれも改善できる方向があるのではないかなというふうにも思いますので、その方向性についてお聞きしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終えるわけですが、さまざまな自然災害、そしてその復興に日々追われているといえますか、なかなか有効な対策が見つからない中で後追いしている私たちの現状があるというふうに思います。

その中で、1つだけ気になっていることがあります。これは、通告には書いておりませんが、そんな難しいことをお聞きするつもりはありませんので、ぜひ市長には答弁をお願いしたいんですが、こういう緊急を要するときにはいつも思うんですが、なかなか招集権の問題で市長が議会を招集するのが1週間

前であります。リアルタイムになかなか動けない、こういう現状があります。

その中で、我々議会側でも議会改革の特別委員会等でも通年議会だとか年2回制だとかという話が何回か出ております。しかしながら、これは市長の招集権との絡みがありますので、実際には進んでいないというのが現状であります。

先般の新聞紙上に東成瀬村の通年議会の方向を一時見送ろうと、こういう動きも出ております。これも招集権との絡みだったようにお聞きしておりますが、市長としてはその招集権ほどの程度であれば許せるのか、要するに年2回ぐらいの長期にわたるやつであれば招集権として許せるのか、それともやっぱり招集権はきちんと今までどおり臨時議会という形で対応していきたいというふうに考えているのか、その部分についてもあわせてお聞かせいただきますと、次からの我々の議会活動にもさまざまな動きが出てくるかと思っておりますので、何とぞよろしく願いしまして、壇上からの質問を終わりたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○高橋勝義 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 大きく2点お尋ねがございましたが、まず1点目の災害対策についてから答弁を申し上げたいと思っております。

その中の3点ございましたけれども、1点目、支援の基本的な考え方についてのお尋ねでございました。災害での被災者支援につきましては、ここ数年さまざまな災害ごとに復旧への支援策を講じてまいりました。これらの支援策につきましては、被災者支援の基本が災害救助法や県及び市の条例に基づくもので、住宅の半壊、もしくは床上浸水など条件が厳しいことから、より柔軟に対応し、日常生活への速やかな復旧を支援するために、災害の種類や被害の状況に応じて対応を講じてきたものであります。

このように、支援への公的資金の投入につきましては、法制度に基づくことを基本としておりますので、住宅など個人所有財産につきましては、状況に応じて判断することといたしております。

支援メニューという言い方はされておられませんでしたけれども、基本的な支援メニューの整備についても一言申し上げれば、全国的に見ても、災害ごとに支援のメニューを作成している市町村が大半でありまして、基本メニューを取りまとめているのは、唐津市などまだ少数のようであります。

今後につきましては、これまでの経験を踏まえまして、災害時の被災者支援制度の具体的な基本方針と基本メニューにつきましては、防災会議庁内検討部会で検討してまいりたいと、このように思っている次第でございます。

2つ目に停電時における行政の窓口対応、また、情報の伝達手段についてのお尋ねがございました。災害で深刻な被害に見舞われた場合の窓口での市民サービスについてであります。可能な限り業務が継続できるよう部局ごとに災害時初動マニュアルなどで対応を確認いたしているところでもあります。罹災証明や埋火葬許可証などは、現在でも手書きでの発行が可能となっております。また、戸籍データなどのバックアップについては、市としましても具体的な検討を進めておるところであります。

災害時の情報伝達についてであります。本庁や各地域局には災害時に最も信頼できる通信手段であります衛星携帯電話を配備しております。加えて移動設置が可能なアマチュア無線機も配備しており、市役所としての通信手段は確保されていると考えております。

市民への情報提供についてであります。万が一市からの情報発信が不可能な場合、県が代行して携帯3社から緊急災害メールを発信することとなっております。横手コミュニティFMについては、移動型の放送局設備などもあるようでありましたので、今後あらゆる場合に放送が確保できる手段を検討してまいります。

こうした対策とともに、ご指摘のとおり消防団はもとより、日ごろから地域での自主防災活動の中で情報伝達の備えも進めていただけるよう訓練や研修会などを通じて自助共助の充実を支援してまいります。

この項の3番目、各地域における防災力についての、あるいはその体制についてのお尋ねでございました。

災害発生時には自分の安全は自分で守る自助が基本となります。その後は地域で協力し合い、助け合いながら被害者や要援護者の保護、安全の確保、被害の軽減など共助・互助による対応が行われます。とりわけ市全域が甚大な被害に見舞われた場合には、初動期の72時間の活動が重要と考えております。市民一人一人、そして家族や地域でまず防災への意識を持ち、日ごろからの備えや訓練が必要であります。そしてこうした活動が展開され、定着していくためには、ご指摘のとおり自治会や火災予防組合など地域に根差した団体が主導して進めていくことが不可欠であります。

各地域では、火災予防組合や女性消防団員などが中心となり、毎年炊き出し訓練や防災研修会などを開催し、地域での共助に備えております。市としましても毎年の防災訓練で支援も視野に入れた炊き出し訓練にご協力をいただいたり、火災予防組合員を対象とした研修会の開催も行っており、今後もこうした事業の開催や活動の支援を通じて、自助共助の充実を図ってまいります。

大きな2つ目、横手駅周辺整備についてのお尋ねが4点ございました。

まず1点目でございますが、現況についてのお尋ねでございます。

JR横手駅の乗降者数はこの10年ほど年間2%ほどの割合で減少が続いており、平成13年度の1日当たり平均乗降者数は3,710人でありましたが、平成23年度では2,788人となっております。

東西自由通路の往来数につきましては、供用を開始して1カ月ほどたった昨年の10月30日日曜日と11月2日水曜日の2日間調査を実施しております。10月30日は往来数が3,787人、11月2日は往来数が4,820人となっております、JR横手駅の1日当たり平均乗降者数を大きく上回っております。

参考までに東西自由通路がオープンする前の平成21年10月の交通量調査によれば、三枚橋踏切と富士見大橋地下道の合計歩行者往来数は、10月16日金曜日で434人、25日日曜日で296人であり、自転車利用者数は16日が1,187人、26日では758人でありました。これらのデータからも東西自由通路は供用開始以降、多くの市民に利用されているものと判断いたしております。

なお、利用者数の推移を把握するため、ことしも昨年と同時期に調査を実施する予定であります。

この項の2つ目、西口の駐車場についてのお尋ねでございます。

横手駅西口駐車場につきましては、横手駅東口駅前広場が工事中であったことから、駅利用者の利便性を考慮して、無料で仮供用してまいりましたが、工事の完成にあわせ8月18日より有料とし、正式供用を開始いたしました。8月27日までの約9日間の利用状況につきましては、総利用台数577台、そのうち有料利用が175台、30分以内の無料利用が402台であり、使用料は10万5,300円となっております。

1日当たりでは、利用台数が61台、そのうち有料利用が18台、30分以内の無料利用が43台であり、駐車料は、使用料は1万1,200円ほどであります。駐車台数は、身体障害者用のスペースも含め46台でありますので、1スペース当たり1日に1.33台が利用した計算となります。

現在の利用状況は、どの時間帯でも一定の空きスペースがあり、利用しやすい状況となっております。無料での仮供用のときには、深夜以外はほとんど満車状態にあり、特定の車両による長時間駐車なども多く見られましたが、有料化によりこうした問題も解消されました。駅西側の整備が進めばさらに利用が拡大するものと期待いたしております。今後より詳細な利用状況の把握に努め、市民の皆様が利用しやすい駐車場となるよう努めてまいります。

この項の3番目でございますが、Y<sup>2</sup>ふらざ前の駐車場の利用についてでございます。

横手イースト駐車場につきましては、駅前地域のにぎわい創出のため、施設利用者や訪れる市民の方々にご利用いただけるよう、時間帯を定めて施錠管理のみで運営してまいりました。その後、施設利用者以外の駐車場利用や、一般客とは別に近隣の事業所にお勤めの従業員の方が常時駐車しているのではとの指摘がありましたので、施錠管理を行っている横手イースト事業委員会の協力を得まして、この6月に実態調査を行いました。その結果、駅前周辺の事業所に通勤する方々の駐車場利用が1日当たり延べ30台近くあることが確認されました。

この報告を受け、市では当該事業所の代表者を通じ、事業所として従業員の駐車場を確保するよう申し入れをし、了承していただきましたので、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

この項の4つ目でございますが、スーパーへの導入路が入りにくいというようなご指摘がございました。市道、あるいは安全面の問題もご指摘がございました。

市道寿町2号線からY<sup>2</sup>ふらざの乳幼児車両優先駐車スペースの前を經由して、スーパー側駐車場へ至る導入路につきましては、設計段階で周辺交差点環境の現状などをもとに、横手警察署からの交通安全面での指導やスーパーも含めたテナント関係者とも協議し、現在のレイアウトになった経緯がございます。

ご質問の安全対策としまして、横手イースト事業委員会とも連携し、誘導案内や飛び出し注意などの交通安全を促す看板を設置いたしました。また、導入路出入り口へのカーブミラー設置や横断歩道の路面表示も7月上旬に新設していただきました。今後とも利用者や市民のご意見に耳を傾け、可能な限り安全対策やサービス向上に努めてまいりたいと思っております。

一番最後にご質問がございました議会招集の弾力化、通年議会、あるいは年2回制等々についてでございますが、これにつきましては本議場で答えるのはなかなか難しいかなと思っております。さまざまなご意見があるやに伺っておりますので、そういう場で議会の関係の方とよくよく協議をさせていただきながら、一定の判断を下す時期が来ればしなければならないだろうと思う次第でございます。今日はその程度でご勘弁をお願いします。

○高橋勝義 副議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） ありがとうございます。

なかなか聞きにくいことを聞いたようで、非常に申しわけなく思っております。

それでは、まず災害対策についてから追質問をしてみたいというふうに思います。

支援の基本的な考え方と申しますか、さまざまなメニューがある中で、これからどうしていこうかということは検討しなければいけない課題だというご認識はお持ちのようであったというふうにお聞きしました。

その中で、実はその強風災害のときに倒木処理のことで非常に大きく感じたことがあります。それは、この自然災害そのものに関しまして、自己防衛手段がとれるものととれないものがあるだろうと、例えば別に農業の支援メニューが悪いと言っているわけじゃないので勘違いしてほしくないんですが、それはそれで一義的に大切なんですが、例えば基本的にといいますか、自己加入なんですが、自己防衛手段としては共済だとかそういうもの、そして、例えば住宅であればそれなりの保険という、建物の共済だとか保険に入っていることによってある程度は補えるはずなんですよ。そこで多分100%は出ないだろう、足りないだろうというところをある程度支援するという考え方は、ある程度私も理解できるんですよ。ところが、それをすべて一律に進めていこうとしてしまうと、どうしてもその支援メニューの中で、被災したことによって、言い方がよくないかもしれないですけども、焼け太りといいますか、と言われる現象が発生します。

ですから、やっぱりこれからこれだけ災害が続いて、そしてこれからも起きるだろうということが予想される中で、地方自治体の財源の中ですべてをそうやって賄えるかという話をすると、これもなかなか厳しいだろうなというふうに自分自身は思っているわけですよ。その中で、やっぱり絶対考えなければいけないのは、公平性とそれから公正性、公正であって公平でなければいけない、そうやって考えたときに自己防衛手段のとれるものに対しては、やはりある程度その部分お任せする、それで足りないところについて例えば支援メニューを出すという形のものが何となくふさわしいのではないかなというふうに思います。

それと、たまたま倒木処理のときだったんですが、倒木処理費用を出していただける方は非課税世帯という文言がつかまりました。これは実は非常に難しいんですね。役所の方々は多分わかられておられると思います。しかし、我々が相談を受けたときに、例えば私だけではなくて、いろいろな方々が相談を受けると思うんですが、あなたの家は非課税ですかと最初聞けないんですよ。やっぱりこういう区分け

の仕方をする、非常に支援メニューとしては難しい。

そして、ましてや強風の災害なんていうときに、倒木ということに対する保険だとかそういうものって私の知る範囲内ではないというふうに思います。そういうものこそやはり本当の意味での天災ですので、ある程度支援してあげる、そのかわり支援メニューの中で自己防衛手段がとれるものについては、自己防衛手段以外のところに支援をするというそういう基本的な部分を考えるべき時期に来ているのではないかなというふうに思うんですが、その部分について市長から答弁をいただきたいと思います。

○高橋勝義 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘いただいた個人が所有する敷地内にある個人の木でありますけれども、これは基本形は我々がこのたびの暴風災害において判断したのは、そこは基本的に個人の財産であるということで、市として特定の関与はしないということで方向性を定めたわけであります。ただ、一部その倒木によって地域の安全・安心が妨げられる状況等々がある場合においては、これは市で一定の手だてを講じなければならないということで行った事例はございます。私はこれは基本だというふうに思っております。

それで、これについては同じように考えていいかどうかというのは我々ももうちょっと考えてみなければいけないわけでありまして、例えば空き家条例において、個人の持ち物であります住宅、空き家が、これは十文字において顕著な事例があったわけでありまして、その倒壊によって地域の安全に大きな影響があるということが判断されたときに、これはやはり行政としてある程度のかかわりは絶対必要だということの判断はした次第であります。これとの対比で考えれば、個人の敷地内にある個人所有の木については、一義的には個人の方に処理をお願いするのは自然であろう、こういう判断でこのたびの暴風災害においてはその方向性を定めてやってきたところでございます。

ただし、議員がご指摘になったように、新しい概念と申しますか、自己防衛手段というこれは保険というような言い方、そういうようなとらえ方ができるかと思っておりますけれども、自己防衛手段がとれないものに対する手だてとして、樹木はないというようなことのご指摘でございました。これは私どももそういう保険があるかどうかは私自身はまだ確認はいたしておりませんが、そういう視点で考えたときに、例えば立ち木以外の何か財産としてあるのかどうか、こういうこともやっぱりあわせて考えなければならぬだろう、個人の財産、敷地に立っていると言っては変な言い方でありまして、個人の財産は例えば建物、田畑等々あるわけですが、もちろん立ち木も立派な財産でありますけれども、これについては財産としての価値をどの程度認めておるかとかという保険の対象とするにはなかなか難しい側面はあるのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、新しい視点と申しますか、私も言われてみてなるほどというふうには思った次第でございまして、いずれ我々が従来検討してきた、我々の物差しでいう公正であり公平であるという観点からすると、ちょっと外れたところにあった事案でございまして。そういうことで、現時点で今ご質問に対しては、それを取り入れてどうこうするというまでにはなかなかまいらない。

ただ、これも議員ご指摘があったどんな災害が起きるかわからない時代に入っているという認識は、私どもも共有しておりますので、この先のこともやはりある程度考えなければならぬだろうかなど、そういう中でこういう問題も、従来そこには我々が思いをいたすことができなかつた部分というものも、やはりこれは想像力を働かせて検討していくことが必要なのかなというふうに思っている次第でございます。

以上であります。

○高橋勝義 副議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) なかなかこれは立ち位置が違うという言い方おかしいんですが、考え方の視点が違うとすぐにこうなるよという答えは出てこないことだというふうに私は思います。

ただし、繰り返しになりますけれども、たまたま倒木のときに気がついたというだけで、倒木の処理が悪かったとかそういう話をしているんじゃないんですね。それで、何で気がついたかという、個人の財産だという話をすれば、例えば家屋であろうとハウスであろうと農業施設であろうと、すべて個人の財産なんですよ。と考えたときにどうなんですかという話をされちゃうと、非常に弱い部分もあるだろうなということも含めまして、ただ、復旧復興のためにお金を生む施設だから支援していかねればいけない、市の大切な産業だから支援していくという、その部分がきちんとしていけばそれでいいわけですよ、裏づけとして、そういうことを私は言いたいですよ。

要するに、これからさまざまな災害が起きるかもしれないというのを市長が今おっしゃいましたけれども、私もそう思っているんですよ。そのときに、この災害が起きたからどうしようと支援メニューを考えると今みたいな議論になっちゃうわけですよ。終わってみたら、やっぱりここはちょっと違ったのかなとか、この視点が違ったのかな、だから、少なくともこういう平時の何もないときに、こういう方向であるべきだというきちんとしたものだけは、ベースだけはきちんとしておくべきであろう、そうすればそれに乗っかっていろいろなことができるのではないかな、そういう提案も兼ねた質問だったんですが、そのあたりをもし感じるころがあれば答弁をいただければありがたいと思います。

○高橋勝義 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 冒頭の答弁で申し上げました被災者支援の基本が災害救助法だということ、あるいは県、市の条例だということですが、これはいみじくも議員ご指摘のあったとおり、その財産をそんな損壊、毀損することによってその方の生活、あるいは生産活動に重大な支障を来すというのは優先順位が極めて高いわけでありまして、当然法律はそれを規定しているわけでありまして、さて、立ち木も含めたそれ以外についてどういうふうな規定をするかというのは、恐らくどこにも規定されていない。優先順位は命と命をつなぐものだというように思いますので、そういう視点はこれは間違いなく私ども持っているわけでありましてけれども、立ち木という具体的に整理された場合にはなかなか踏み込めなかつたりということでありまして、ただ、そういう基本的なメニューについては唐津の例しかないということをおっしゃいましたけれども、ご指摘にあるとおり、我々自身も何が起きるかわからない時代だと

いうことはやっぱり前提に置きながら、基本的なものの考え方の整理というのは、やっぱりこれからもしていかなければならない。そういう意味では、唐津の例も私なりにももうちょっと勉強してみたいなというように思います。

○高橋勝義 副議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) ありがとうございます。

では次の項目なのですが、これは衛星の携帯電話等も予算化しておりますし、県からの災害メールも含めましてトータルでやっていけるということでもありますので、まずできるだけ地域の中に入っていきける連絡網といいますか、そういうものの整備は絶対必要だろうというふうに思いますので、これは次の項にもかかわってきますので、この部分については答弁は要りませんが、ぜひ連絡方法の確保についてはよろしくお願ひしたいということでもあります。

次に、先ほど市長から火災予防組合等への炊き出しを含めまして、さまざまな行事を通して育成しているというような内容のように私には聞こえたんですが、実はよくその支援メニューの方が、男女の差別するわけじゃないんですけども、例えば火災予防組合だとか婦人会だとか、女性の方々のさまざまなイベントといいますか、いろいろなことをするとき、庁内の中でも女性の職員の方々、要するにその世代の人たちと接しているような方々の意見も取り入れながらいろいろなことをやったら、また違う視点で何かができるんじゃないかなというふうに思います。

結構見ていると、ありきたりなメニューと言ったらおかしいんですけども、お堅いメニューばかりなんですよね。その中にやはり女性独特の視点のものが加わってくるとまた違うというふうに思いますし、あと、1点ちょっと外してほしい項目があるんですよ。

というのは、例えば火災予防組合の支援に対しまして、賄いに使う場合は茶菓子代程度にしてください、要するに総会とかそういう賄いには使わないでくださいというような指導もされているんですよ、今。それで、何でそれがだめだかという、前もお話をしたことがあるかと思うんですけども、やはり集落のコミュニケーションの場としてのその組織というのが非常に大事でありまして、それがあから初めてみんな来てくれたり、みんな加入してくれたりしているわけですよ。その部分をあえて1軒当たり100円ちょっとぐらいしか今補助はないと思います。その100円ちょっとの補助にすらお茶だけじゃなきゃだめよみたいな規制をかけていること自体が非常に窮屈にしている、その組織自体が何かうまく回っていないんじゃないかなというふうな感覚を受けるんですよ。

支援は少なくなったから余計なんですけど、そのことでやはり総会も開けなくなってしまったりという形の中で、どんどん歯抜けになっていって衰退しているというのが現状だというふうに私は認識しております。少なくとも大雄地区の火災予防組合がそういう状況になっております。これをやはり今手当てすれば、私はまた生き返る組織だと思っています。

少なくとも全戸加入で今動いているわけですから、ちょっと衰退したんだけど、これを立て直す最後のチャンスが今かな、合併してから5年ぐらいかけてずっと削られて、今に至ってもう青息吐息に

なっているところなんで、ぜひどうにかして大雄の火災予防組合だけじゃないんですけれども、いろいろな組織にそういう手だてをできないかというそういうお話なんですよ。

地域の防災力を高めるためのやり方として、支援のやり方として今のしゃくし定規なやり方がどうかということが問われているというふうに、極端な話をすればそういうふうを感じるんですけれども、そのあたりはどのように感じていらっしゃいますか。

○高橋勝義 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 火災予防組合それぞれにおける運営の悩みとかというのは、なかなか直接私がお聞きする機会というのはなくて不勉強な点もあるわけでありましてけれども、今お聞きしたことがあちこちのそういう火災予防組合で現象として起きていますとすれば、茶菓代の話はまた別にいたしましても、大変心配をするところでございます。

実は、これは議員も理解のいただける話でありますけれども、新市誕生以来、さまざまな団体に対する補助金の適正化を図るために、適正化ということでもありますので、なかなかたくさん払うのが適正じゃなくて、少なくするほうの適正化が進められていました。

これは、やはり税金でございますので、税金を使ってやはり社会通念という言葉が適切かどうかわかりませんが、やはり飲食に伴う経費に充てるのはなかなか大多数の市民に理解を得られないというふうな判断のもとでそういう補助金の適正化ということを進めてきた次第でございます。

そういうことで表現が茶菓代程度というようなことで推移してまいりました。これは決して火災予防組合だけではなくて、あらゆる団体がそうございまして、いろいろ運営にそごを来しているというようなお指摘もあるのは承知いたしております。

これについては、実は火災予防組合ではございませんけれども、市内各地に地域づくり協議会、そして地区会議がございますけれども、地区会議の中で防災、あるいは共助という仕組みを取り入れるという地区会議、あるいは町内会が中にはございまして、意欲的にそういうところは実に住民同士のコミュニケーションを図るためにこの手の補助金をうまく使っているという事例が見受けられました。

やはり潤滑油としてのそういうのは、機能する部分は絶対あるんだなということは理解したところでございまして、ただ、それをどういうふうに整理して、やるからには特定の団体だけというわけにはなかなかまいらない。一律と申しますか、ある一定の指針として定めないとまずいのかなと思っております、現在その辺のところは苦慮いたしております。

しかし、地域がなかなか地域活力が落ちている中で、地域における潤滑油として、コネクションパワーとしてそういうものが活用できる、そしてそれが意味があるということであれば、やはり軌道修正も考えなければならぬのかなと思います。

これについては、全市に及ぶ、多段階に及ぶ、各団体に及ぶ結構大変な話でありますので、少し時間をいただきながら検討させていただきたいと思っております。

○高橋勝義 副議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） そろそろやめろというゴングでありますので、手短にお話したいと思いますが、今市長の言われたことは非常に大切だというふうに私は思っているんですよ。というのは、よく地域の特色を生かした行政運営という言葉も出てきたりしますよね。やっぱりそういう団体だとか、そこに住まう人たちの文化や風土だったり、その考え方だったりするのがそういうものの根本になろうかというふうに思います。

ですから、例えば税金の負担だとかこういうのは格差があるとまずいんですが、それ以外の部分では、例えばこの部分はちょっと多いけれどもこの部分が少ないという、そういうのはやっぱり地域間の中で当然あるべきであろうし、あったと思います。そのことをやっぱりある程度調整する機能として地域づくりとか、地域枠の中のさまざまなメニューの予算も入っているのかなというふうに私は理解していたんですね。

ですから、そういうのを含めたところで柔軟に対応できる体制さえとってくれば、それはそれなりに機能していくのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからあと最後になりますけれども、横手駅周辺の部分ですが、確かに先ほど東西自由通路の話がありました、実はこの数字変ですよ、オープンしたての一番多いときだけはかっているという部分がちょっとえっと思ったんですが、それでも目標数にはちょっと足りないかなというぐらいの人数でございました。

つくったのが悪いとかそういう話じゃなくて、あるものは当然利用しなければいけないし、つくってしまっただけからには、トータルで考えてさまざまな施策をしていかなければいけないというふうに理解はしています。

その中で、やはりこういうトータルのパッケージの中で、中期的、長期的な駅周辺を取り巻くさまざまなメニューがまだ残っているというふうに私は思っています。その当時の資料を見ますと残っているはずですし、残っています。

やっぱりそういう部分の中にこの現実的な数字を含めたものをパッケージングして、やっぱり直すところは直しながら、足すところは足しながらというやり方をしていくべきだろうなというふうに思いますので、ぜひその部分の検討のほうもよろしくお願ひして、もう時間がありませんので、答弁は結構です、質問を終わりたいと思います。

○高橋勝義 副議長 暫時休憩します。

再開時間は午後1時10分とします。

午前11時43分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○高橋勝義 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 堀 田 賢 逸 議 員

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員に発言を許可いたします。

14番堀田賢逸議員。

【14番（堀田賢逸議員）登壇】

○14番（堀田賢逸議員） 14番、ニューウェーブの堀田賢逸です。

今日はまちおこしに対する考え方として、新しくできました秋田県立美術館を活用したまちおこしはできないか。それから、横手市観光協会の支援について。それから、例えば東京ふるさと会などのふるさと会への支援について、その対策やその方針について。

それから大きい2番目として、監査委員の指摘に対する見解ということで、この大きな2つの質問をいたしたいと思います。

去年の9月議会で、私は浅舞公園にある忠義な猫の名前を公募して、地域活性化につなげることはできないか質問をしました。そのときの市長の答弁は、地域づくり協議会の中で地域振興や観光振興の資源として利活用できるか検証していきたい。また、かねてから地域の大事な歴史的な、文化的な、あるいは伝承も含めた宝物を生かしたまちづくりをしてほしいということ地域づくり協議会にお願いをしている、そのための予算も私なりに思い切った予算をつけている、そういう中で平鹿地域づくり協議会においても相当さまざまな取り組みがされている、浅舞絞りにしてもうちょっと頑張るにはどうしたらよいかというようなこともかなり熱い議論を聞かせている。そういう平鹿地域づくり協議会でございますので、地元を愛する方々がたくさんおられますと、ぜひそういう方々にこの話を私からも伝えて、ご検討いただくようまずお願いしたいと、最後に地元がまず燃えて誇れるようなものであるべきではないかと思っていると、そういう答弁をいただきました。

私はこの答弁を聞きまして、自分が忠義な猫に名前がないものですから、名前を公募して、少しは有名になるかなと、そのように今にしてみればちょっと安易に考えたということで反省をしまして、地に足をつけて1からやるべきだと感じて、市長から目標を与えていただいたと思ったわけでした。

それ以来、まず初心に戻りまして、どんな名前で活動するか、何をどのようにするのか、冬期間をかけて準備し、忠猫の誕生日である5月3日が誕生日ですので、その日に忠義な猫でまちおこし推進委員会というものを立ち上げました。おかげさまで、35名の参加で設立総会を開くことができ、一つの基盤ができたと思っております。

この地域づくり協議会の話ですけれども、私たちの推進委員会は、5月3日が設立で、推進委員会のほうでも当然予算というかそういうのを考えて相談したと聞いていますけれども、それは私たちは5月3日スタートしたのだから、あやめまつりが6月の下旬から始まって、その間に設立総会をやっただけで特に目新しいというか、めばしいというか、実績は何もなかったわけです。あやめまつりで、ようやくこのイベントをやると、何しろ全く始まったばかりで、あやめまつりに参加することが最初の行事

ということで、場所はどこにするか、雨が降ったらどうするかとか、マイクはあるのかとか、とにかく一つ一つ大変なことだと、実際やってみて感じたところでした。

あやめまつりでは3回のイベントを実施して、それを見た方々から忠義な猫の語りがあやめまつりに加わったので、すごくあやめまつりがよくなったと、そういうような評価をいただいたところです。

まず、それはなぜかと自分なりに考えてみますと、忠義な猫の語りというのは、浅舞公園の歴史全くそのもので、浅舞公園の歴史を語っていると同じですので、そこら辺が評価されたのかなと考えております。

また、あやめまつりが終わってから、その忠義な猫の語りをイベントを見ていた人が、近くの村のむらおこしに私たちを呼んでいただきまして、それでイベントはこれでようやく4回になった。

現在は、9月16日ですか、浅舞公園の八幡様のお祭りがありまして、忠義な猫杯カラオケ大会ということ奉納するというので、現在進んでおります。私は議会があるのでなかなか参加できないで大変ですけども、こうしてまず具体的に動いてみますと、まちおこしは私も余りこういうことを経験したことがなかったわけですが、大変楽しかったと、いまだに楽しく行くことができ、まず簡単に言えば大変楽しいということです。

一つ一つ目標を立てて、市長から地元がまず燃えて誇れるものであるべきだとの答弁をいただいてから約1年間、この高い目標に向かってみんなが結束してきた結果、私が思うに今1つのチャンスがめぐってきたと、こういう時期に一生懸命やってきたから、チャンスが訪れたと、そう思っております。

そのチャンスは、皆さん笑われるかと思いますが、まず、佐竹知事とプーチン大統領の関係で、佐竹知事がプーチン大統領に秋田犬を贈った、皆さん全くご承知だと思いますが、東日本大震災のロシア側の支援に感謝を示すために、秋田犬の子犬「ゆめ」の寄贈が7月28日、ソチで行われました。プーチン大統領は、玄葉光一郎外務大臣との会談で、心温まるプレゼントをいただいた、秋田県知事によくお伝えくださいと述べたとのこと。また、プーチン大統領は、聞くところによると知事は猫が好きだとも言われている。恩返しにシベリアの猫を贈りますと語っています。これが一つのチャンスです。

もう一つのチャンスは、今言ったことがきっかけとなって、忠義な猫の語りが秋田市にぎわい交流館AUというところで、この3階の多目的ホールで利用人員というか規模が300名入るところですが、この秋田県のイベントで秋田の昔っ祭りというのがある、この中に忠義な猫の語りが入ることになりました。

その内容というのは、最初が「ごっつおう」の語り、食べるほうのごちそうですが、それから方言の調査をやっている大館鳳鳴高校が出演する。それから浅利香津代さんが出ると、浅利香津代さんの話がある。そして忠義な猫の語りがある、最後にシンポジウムとなっている。秋田市にぎわい交流館というのは、秋田市の町なかに新しくできた交流施設で、その隣に新秋田県立美術館が完成しました。現在は、暫定オープンされています。本格オープンは来年平成25年の秋です。

なぜ、来年の秋まで待つのかということ聞いてみましたが、コンクリートから発生するアルカリガ

スが発生するらしくて、それが文化財関係に、美術品に悪影響を及ぼすということで、来年の秋、要するに展示、保存するために、空気の質がよくなるのを待つと、それが25年の秋だと、そういうわけで、秋田市の中心地に、私に言わせればビッグでフリースペースができた、大きなフリースペースができたと思います。

8月20日に秋田市に行く機会がありましたので、どんなところか見てきました。新秋田県立美術館では1階のフロアで秋田県内各市町村を6組に分けて美の競演ということで、パネル展示をしています。今日9月6日は大館、大仙、八峰町、五城目のパネルの運び込みと展示の準備、要するにあしたから17日までとなっていますので、今日はその準備とそういうことです。

横手市は、能代、藤里、上小阿仁と組んで、最後の10月5日から10月15日までの11日間が与えられています。

このパネル展で、一番いい場所でありますので、忠義な猫のパネルを展示してPRすることはできないか。この10月15日が終わりますと、スタジオジブリの展示が行われます。1カ月あるわけですが、その1カ月間は展示の準備ということで1カ月かかる。11月17日からスタートして、来年の2月ころまでということ聞いております。

それはスタジオジブリの展示が終われば、まず、また時間があくと思いますが、横手市から私に言わせれば大館と犬と猫でタッグを組んで何とかやることできないか。

きのう、大館の議員の方と電話で話をしまして、その結果、大館の犬のほうもやっぱり、スタート時は大変話題性がある、非常にお客さんが入ってくると。東急の東横デパートですか、そこにはグッズコーナーがあって、とにかくすごくお客さんが来てすごかったと、今はちょっと下火になっていて残念だと言っていましたので、何とかタッグを組んでやってもらうことができないか。

それで、新しい秋田県立美術館の職員ともいろいろお話をしてきましたが、大変興味を持ってくれましたので、横手市のほうでも知恵を絞って大館と組むとかいろいろ考えて何かやってくれたらどうかと、それを提案をしたいを思います。

まず、皆さんご案内のように、大館の忠犬ハチ公というのは、横手の私たちのほうからすれば、超ビッグなネームバリューということで、忠義な猫はまだ海の物とも山の物とも判別がつかないものですが、私に言わせれば大化けする可能性も秘めていると確信しています。秋田県には、忠義な犬はもちろん猫もいるとして売り出すことができると思います。

浅舞地区から見れば、私も市長もよそ者ですが、よそ者、若者、ばか者と、この3人が寄ればチャンスが拡大するとよく世に言われております。こんなチャンスはそんなにあると思いませんので、よそ者であり、若者でもある市長の見解をお伺いいたします。

次に、横手市観光協会の支援についてであります。

ことしの5月、横手市観光協会の通常総会に出席する機会がありました。観光振興事業、誘客促進事業、観光行事の実施、各種イベントへの協力支援、伝統文化の保存育成など、幅広くたくさんの仕事を

していた。総会への出席者も非常に多く、さすが旧横手市の観光協会だと感じたところです。

総会の内容としては、会長あいさつがあり、市長あいさつがありと、型どおりに進んでいました。そして、横手市観光物産課観光振興担当の職員が各種事業の説明をしていました。これに当たった職員も、1人2人ではなくて、私の感じたところ六、七人いたようですが、私は支援が非常に手厚いと、そのように感じました。このように手厚く支援をしている理由についてお聞かせください。

次に、ふるさと会への支援対策やその方針についてであります。

ふるさと会活動は、総会及び交流会、それから横手市主催の物産フェア、イベントへの参加と協力、横手市との情報交換と交流、市報よこての発送、ふるさと探訪ツアーへの参加、首都圏、各ふるさと会との情報交換と交流、このように多種多様な活動をしています。私も年に1回出かけて行って情報交換をしています。今回、忠義な猫の語りをやっていますので、東京平鹿町会の方々にもしかして忠義な猫の語りを持っていくことができないかと聞きましたら、去年かおとしあたりからイベントにお金はかけられないと、台所事情が非常に苦しいということで、そういう話を聞きました。

それで、横手市としては、向こうに、東京方面に住んでいる人たちとは、ふるさと大使、それから地域の応援団として期待しているわけで、そのようなふるさと会への支援対策やその方針の説明をお願いしたいと思います。

それから、監査委員の指摘に対しての見解ですが、市長はどのように考えておられるのかお伺いします。

平成24年8月17日付で今議会に提出された平成23年度一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書、基金運用状況審査意見書の中に、一部歳入において未調定のまま収入されているものが見受けられた。これまで、種々の監査で公金の取り扱いや契約事務及び公文書の取り扱いについて指摘しているが、市民の信頼を損なうことのないよう事務事業のチェック体制を一層強化されたいとあります。また、平成24年4月27日付の平成23年度第3期定期監査報告書には、発注伺いなどの各種伺い文書の省略、完成検査調書の無作成などが見受けられた。今監査において契約事務の不備を指摘された課が34課中16課もあったと指摘されています。人事異動で2年か3年で人事異動がありますので、仕事になれないという職員もいることとは思いますが、このような監査委員の指摘に対して市長はどのように考えて対応されておられるのか、お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点お尋ねがございました。

まず1点目でございますけれども、まちおこしに対しての考え方、その中で3つに分けてのお尋ねがございました。

まず1つ目でございますが、新県立美術館を活用したまちおこしができないかということで、るる質

問がありました。本年7月暫定オープンいたしましたこの新しい美術館は議員ご指摘のとおりまだ館内の空気環境安定を図るために正式な開館はしておられないわけでありまして、来年の秋までには正式に美術品の展示などしたいということのようでございます。

それに伴いまして、それはそれといたしましても、さまざまな1階の県民ギャラリーにおきまして、県内25市町村のさまざまな企画というものがあるということもご指摘がございましたけれども、10月5日から15日までの期間が市に割り当てられているというのはご案内のとおりでございます。

この期間は、JRが主となって開催いたしますプレ秋田デスティネーションキャンペーン中ということもございまして、県民のみならず、秋田県を訪れる方々を横手市に誘客するというような目的を持って臨むところでございまして、当市においては四季、いわゆるフォーシーズンズの四季であります。平安絵巻というタイトルを掲げまして、後三年合戦絵詞の雁行の乱れなどの拡大パネルや、かまくらを初めとした四季の観光行事ポスターの展示を計画しているところでございます。これから多くの来館者が見込まれます新しい県立美術館の活用につきましては、当市の多彩で魅力ある地域資源をアピールする場といたしまして、PR活動に努めてまいりたいと、そのように思う次第でございます。

この項の2つ目に、横手市観光協会への支援についてのお尋ねがございました。

現在、横手市内には7つの観光協会がございまして、それぞれの地域の文化や特徴を生かした各種行事や事業を実施し、伝統行事の継承や特産品のPRと交流人口の拡大を図り、地域活性化のために鋭意努力していただいております。

これらの伝統的な行事や継続性のある事業については、その費用の一部につきまして横手市補助金交付要綱に基づき、補助金を交付いたしているところであります。

議員ご質問にございました観光協会への補助金額の違いについてでございますが、実施される事業が観光協会主催の場合は、観光協会に補助金を交付いたしますし、実行委員会形式で事業が実施される場合には、当該実行委員会に補助金を交付するため、観光協会に対しての補助金額に違いが出ておるところであります。

また、補助対象事業の事業規模が大きく、事業費が大きくなれば、補助金額も大きくなることから、全体として事業の数や事業規模に応じて補助金額が増加する傾向にございます。

次に、観光協会への市職員の支援体制につきましては、各地域局の産業建設課を中心に観光協会に支援をしているところであります。

また、横手地域においては、観光協会が常勤職員を雇用して事業を実施しておりますが、事業の数、事業規模が大きく、観光協会では賄い切れない部分につきましては、観光物産課が支援する形をとっているところであります。

3つ目のふるさと会への支援についてでございますが、市ではふるさと会の皆様との交流を活発に行い、連携を強化いたしているところであります。会員の皆様の深い郷土愛により、各種事業にご協力をいただくなど、非常に心強い存在となっております。

各ふるさと会の代表者などで構成される首都圏横手市ふるさと会連絡協議会に対しましては、活動費の一部を補助しているほか、定期的に情報提供を行っており、今後も引き続き連携の強化に努めてまいります。

また、首都圏で実施する観光イベントや物産展などは、当市をアピールする絶好の機会でもあり、こういった行事へ横手市出身の方々にご参加いただくことは、ふるさと横手に寄せる思いや市の発展に期待する熱意のあらわれであり、大変ありがたく感じております。

ふるさと会には、さまざまな分野において、専門的な知識をお持ちの方々もたくさんおり、また、当市の発展に向け、貴重なアドバイスをいただくこともございます。今後も首都圏における横手市の応援団でありますふるさと会の皆様に対しましては、県の平鹿地域振興局など、関係機関と綿密に連携しながら、情報発信などの支援を行ってまいります。

大きな2つ目のお尋ね、監査委員の指摘に対しての見解はということでございますが、毎年度の定期監査や随時監査等の結果報告の際にいただく監査委員の指摘につきましては、厳粛に受けとめ、適切に対応を図っております。報告書で指摘された事項については、指摘を受けたすべての課所等に照会を行い、その対応策や取り組みをまとめて監査委員に提出いたしております。

また、複数の課が該当する指摘事項については、事務を所管する課で改善の取り組みを行っております。例えば、指摘が多い契約手続の誤りなどについては、昨年度契約検査課が2回研修会を実施し、約150人の職員に対し契約手続の進め方について講習を行っております。

また、新規採用職員や施設からの帰任職員に対し、会計事務や文書事務の研修を行っております。その際には、他の職員であっても希望者には受講してもらい、正しい事務の執行を身につけるよう努めております。

なお、公金を取り扱う課で整備すべき公金取り扱いマニュアルについては、必要なすべての課で整備いたしております。公金の管理については、常に注意を払うべきものであり、私も部局長会議の席などで、日ごろから管理職の業務としてしっかりチェックするよう伝えておるところであります。

今後は再度職員に対する継続的な研修の実施や、事務手続マニュアルの徹底化を図り、また、公金の管理や監査での指摘事項については、上司が徹底してチェックを行うことにより、適切な会計事務や契約事務を遂行してまいります。

以上です。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） まず、答えは聞きましたけれども、何ていうか今の返事では、例えば具体的に県立美術館の展示するパネル展にまずやってみようと、そういうような返事は今なかったように聞こえました。このパネル展というのは、パネルが六、七枚ありまして、幅が4メートル80、高さが3メートル、厚さが50センチと、そういうのが6つぐらいあって、そのうちの横手は2つぐらい使うと、そういうことを聞いていますが、それで私が見てきたところでは、横手市が一番奥を当てがわれていますの

で、一番奥には壁があります。壁は何にも使わないということでしたので、せめてその壁を利用することはできないかと県の職員に聞きましたところ、それはいいと、簡単に言えば何でもこの市町村の展示がされているかということになれば、そういういい場所ですのでみんなが手を挙げて、私達も使いたい、私達も使いたいというのはいっぱい来ているようなんです。ただ、それを一つに許可すればどんどん来るので、それは大変だと、それで、各市町村に限定してやっていると、だから、横手市の許可を得ればあなたたちが来てやってもいいし、壁のところがあいているから、今言ったようについ立ては4メートル80しかないですけども、壁は左右に通路がありますので、5メートル50とか結構幅がある。高さはもちろん3メートル以上でずっとありますので、そういうような場所が簡単に言えばあいているんです。だからこのとき、さっき話をしたように、11月24日ですか、隣のにぎわい交流館であるのの前宣伝にもなりますので、そういうことを私達はやりたいと思っています。ただ、私達が言ってもやられない、市の許可、市の企画がなければやられないということですので、そこを何とかできないか。

それからさっきもちょっと話をしたかもしれませんが、私達は5月3日に設立総会をやって、それから今日がちょうど124日目、生まれてから124日というのは、ようやくと寝返りを打てるか打てないかというそういうような状態で、まず大人がカバーしてくれなければ一人立ちはもちろん何もできない、そういうような状態です。だから、地域づくり協議会でも、地域づくり協議会のときに行って話をしても、私達は実績がゼロでしたので、役員も入っていますが、何も話ができない、実績ゼロでしたので、それからいろいろやってきて、そういうことをまず一生懸命やっているつもりですが、そこをそういうような、これはたまたま今例として忠義な猫の語りとか、忠義の猫でまちおこし推進委員会の話をしていますが、こういうグループは私達だけではなくて、各あちこちにいると思うんですよ。だから、そういう人たちに対してももし要望がきたらそれに対してどうするか、そういうこともあると思いますので、たまたまこういうのを私は見つけて話をしていますが、生まれたての赤ちゃんに何か支援する、そういう方法は考えられないのか、そこら辺をひとつお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほども申しあげましたけれども、これはプレ秋田デスティネーションキャンペーンの機会をとらえてやるということでございまして、観光誘客効果の高いもので構成するという方針で今組み立てているわけでありまして、そういうことでの企画でございまして。

お尋ねいただいたようなのは、確かに市内に各地にいろいろな素材があるのは承知いたしております。これなどもそれぞれの企画のつくり方でいろいろな取り組みはできるものだというふうに思っているところでございまして。会場は何も新県立美術館だけではないわけでありまして、そういう新しい取り組み、新しい切り口というものをやはり考えながらやるべきではないかなと、そのように考えて、そういう中で忠義な猫に限らず、地域の宝を一生懸命売り出したいと考えている方はほかにもおられると思いますので、そういう方々のご意見も伺いながら、それが観光素材として向いているのか、あるいは例えば文化的な素材として向いているのか、あるいは学校教育の素材として向いているのか、さまざまな検

討を加えながら応援する仕組みというものを考えてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) 私壇上で一般質問した際に、プーチンと佐竹知事の話をしてしまいましたが、私はこれを見て、こういうのはこういうチャンスはないと思ったんですね、大館の議員の方と話をしても、大館の犬のほうもやっぱり今は下火になっていて何かやりたいと、そして大館は今三重県の津のほうで上野さんという人が、これは飼い主ですかね、犬の飼い主、そこでことしの10月に上野博士とハチ公のそろいの銅像をつくって除幕式をやると、それで津の幹部が大館に案内状を持ってきていると、そのようにまず津でも何か忠犬ハチ公を使って、自分たちと要するに話題づくりをやると、だから、私もやっぱり、地域おこしは話題づくりをやらなければ、まず私たちはたまたま浅舞公園を中心にしてやっているわけですが、なかなか大きい場所に行くというか、そういうことはなかなかできないと、そういうわけで、まずこのハチ公さんの場合は、本物の剥製があるわけで、大変強みがあると、私たちはただ石像がある程度で、この石像に忠描と書いてある文字が、たまたま鶴見の総持寺の偉いお坊さんが書いたということで、まず、総持寺ぐらいしか、石原裕次郎の墓があると言われている総持寺ですが、まず総持寺はちょっと今ここでとめて。

横手市は、山と川のある町と有名になっておる、この話は私は余り詳しいことはわかりませんが、石坂洋次郎先生が現役の教師時代に横手にいて、この小説が映画になって初めて有名になったと、それからまず山と川のある町というように聞いていますけれども、それは事実でしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐風悦 市長 山と川のある町についてのお尋ねでございますけれども、私も小説は昔読んだような記憶がございますが、いずれ石坂洋次郎先生がこの地で女子校、男子校の、旧制中学校の教諭をされて、そしてまた東京に出られて一躍有名な著名な作家としてなったということの背景のもとで山と川のある町が映画化されたというのは、もちろんその一環でありましょうけれども、背景にあるのはやはり石坂文学のすばらしさではなかったかなと私は思います。

したがって、何かに取り上げられたとかということももちろんそれは手段としてはとても必要なことでありますが、そもそも本質は何なのかということが問われるのではないかと、例えば余談でありますけれども、余分なことかもしれないけれども、やっぱり忠犬ハチ公の物語は日本人の心の琴線に響く話でありまして、それが映画化なったという手法ももちろんあったかと思っておりますけれども、そういう部分、心に響いた部分ではなかったかなと、そういう意味では忠義な猫も心に響く部分あると思っておりますので、そういうところがどう伝わるかということが私はとても大事なことでないかな。ただしそれはかなり時間のかかることではないかなと、いきなりなかなかメジャーになるのは難しいのではないかな。ただし、素材としては大変すばらしい、子どもたちには教育的な部分も含めていい素材であるということとは私も同感でございますが、そんなふうな感想を余分に申し上げましたけれども、山と川のある町においても、石坂文学に対する評価が背景にあって、大変ついでに横手も有名にならせてもらったという

ことではないかなと思います。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) 監査のほうをちょっと、まず監査の関係で市長は今答弁いただきましたが、どこかで平成19年から5年間不適正な会計処理があったと、実務の訓練が恐ろしく不足していたというようなことがせんだってわかったわけで、そういうことになったということは、市長は各部局に対して指導すると言っていたわけですが、この場合、こういう勉強する場合、勉強するような環境が整ってなかったのかと、そういうように気になりますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 もしかしてご質問の趣旨は、仕事が忙しくて職員がそういう研修を受けるような環境をつくっていなかったということであろうとするならば、それは決してそういうことではない、それを言いわけにははいけないなと思います。そのために上司が仕事上の区分けと申しますか、差配をするわけであります。そういう中で事の重大さに留意して、職員が研修する機会を奪うなんていうことは管理職としてはあるはずがない、私はそういうように思っています。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) なかなか難しい質問ばかりして申しわけないところもありますけれども、ステイネーションキャンペーンの関係で、平安絵巻、要するに平泉関係のものをやると、これは当然今一番力を入れているのはそれだと思いますので、それは結構だと思いますが、私はやっぱりプーチンさんと知事の関係で、猫と犬の関係を最後に大館と相談しながら、何とか全然相談もしないということなのか、それとも相談してだめだということは、それはそれで仕方ないわけですが、そこら辺はどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 全然相談しないかということでございますけれども、今回の大館さんの展示の内容についても、犬の話ではなくて、大館の曲げわっぱだったと思いますけれども、それを展示するというような話は伺ってございます。そういう面では、今回例えばもう企画の内容が決まっておりますので、そういう面では今回はやはりなかなか難しい部分もあるんじゃないかというふうに感じております。ただ、全然相談しないかといえば、そういう提案がありましたし、議員からもそうですけれども、そういうような活動していますのでということでのこれからの連携というか、そういう部分での話は出きるかというふうには思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) どうもありがとうございました。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時10分といたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時11分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 土田百合子 議員

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員に発言を許可いたします。

4番土田百合子議員。

【4番（土田百合子議員）登壇】

○4番（土田百合子議員） 皆様、こんにちは。

4番、公明党の土田百合子でございます。

今日は恵みの雨でほっとしております。できればもう少し降ってほしいなと願っているところであります。

今日はお忙しい中、議場に足を運んでくださり、大変にありがとうございます。今、公明党では軽減税率を求める署名運動を展開しております。軽減税率については、欧州では消費税に当たる付加価値税が20%と高率でありますけれども、多くは食品や飲料水、医薬品などの税率はゼロ、また、家庭用の燃料や電力などは5%という軽減税率を設けております。このような軽減税率が実現するように、署名運動を展開してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告にしたがい一般質問させていただきます。

1番、学校教育の新給食センターでの食物アレルギー対応についてであります。

学校給食センターの統合に伴う新センターでは、4,500食規模として、平成26年4月から供用開始となっております。

当市の食物アレルギー対応については、学校給食7センターでそれぞれの対応となっております。横手給食センターでは、牛乳のみに対応して、年度末に返金しているようであります。雄物川給食センターにおいては、アレルギー専門調理員が設置されており、アレルギーの原因となる食品を取り除いた除去食や他の食品で調理した代替食で対応しております。アレルギーの児童の中には、保護者が給食の献立に応じて手製の弁当を子どもさんに持たせるというケースもあると伺っております。

保護者からは、できる限りみんなと同じ雰囲気では給食を食べさせたい、または、せめて牛乳を麦茶に変えることはできないかといった切実な声が届いております。

新給食センター内には、アレルギー食の調理室が設置されると伺っており、今後、新センターを中心に児童一人一人へのアレルギー食物への対応となることを保護者は大変期待しております。100人を超えるアレルギー対応を考えるときに、アレルギー対策委員会などを立ち上げ、しっかりとした体制で取り組んでほしいと願っております。

先月、大仙市の学校給食総合センターを視察してまいりましたが、アレルギー対応の専任の調理員を雇用し、3,200食のうち32人の児童・生徒に代替食で対応しております。今後、給食センター7施設でのアレルギー対応マニュアルを作成し、取り組んでいくとのことであります。

全国の中で牛乳を麦茶に代替飲料として学校給食で対応しているところもありました。また、牛乳、大豆、卵類などの食物アレルギーにより、デザートを食べれない場合には、同額のゼリー類の代替のデザートを用意しております。

私は、やはり新学校給食センターのスタートに当たり、アレルギー対応の専任調理員を配置したり、児童・生徒に食物アレルギー対応の代替食や除去食、またはアレルギー対応マニュアルなどを策定し、取り組むべきであると考えます。今後の取り組みについてお考えをお伺いいたします。

2点目に、小・中学校のエピペン使用の環境整備についてであります。

エピペンとは、アナフィラキシーの激しいアレルギーショック症状が起きたときに、本人、もしくは保護者がみずから注射する目的でつくられたアドレナリン自己注射薬であります。エピペンの保険適用については、公明党はこれまで患者支援団体と協力して、エピペンの早期承認や学校での取り組み、ガイドラインの発行を推進するなど、アレルギー対策の充実に取り組んでまいりました。

エピペンは、1本1万2,000円から1万5,000円と高額な上に、有効期限が1年と短いことから、患者負担の重さが指摘されておりました。アレルギーを考える会などの患者支援団体のアンケート調査では、費用が高額なためエピペンの処方のためらう保護者がいることや、費用が軽減されれば複数本持ちたいと考える保護者が多いことがわかりました。エピペンの保険適用は、昨年の9月22日から始まっており、今後エピペンの処方が増えることが予想されております。

エピペンの使用に正しい知識に基づいた対応が必要で、緊急時には本人にかわって打つことが可能な学校関係者に対する研修の充実など、使用環境の整備が課題であると考えます。当市における小・中学校の対応についてお伺いいたします。

3点目、子どもたちの熱中症対策の一環にミストシャワーの設置についてであります。

例年であればお盆過ぎごろになると涼しい風とともに、秋の気配を感じるようになっていたわけでありすけれども、9月に入っても30度を超える状況にあります。7月、8月に熱中症で49人の市民が救急搬送されており、高齢者の方が半数以上で、その中には中学生、高校生5人ほどが入っている状況にあります。高齢者の場合、汗をかきにくい、暑さを感じにくいといった特徴があるようであります。熱中症をきっかけとして、そのまま亡くなられた方も私の身近にもいらっしゃり、当市でも熱中症対策を真剣に考える必要があると思えます。お亡くなりになられた方には衷心より冥福をお祈り申し上げます。

これまで経験したことのない真夏日に、全国でミストシャワーが話題を呼んでおります。ミストシャワーは、水を霧状にして散布するもので、水道の蛇口と直結して使用するため、ランニングコストや初期費用が余りかからないようであります。埼玉県の越谷市では、小・中学校45校に設置し、各校に本体の吹き出し口と延長キッド、本体と蛇口をつなぐホース、ノズルと2セットずつ配布して、1校4,270

円で初期費用約40万3,000円で45校に設置されております。熱中症対策の一環として市内小・中学校にミストシャワーの設置の提案についてお伺いをいたします。

2番、高齢者の社会参加の促進について、介護支援ボランティア制度についてであります。

この項につきましては、平成20年9月議会で一般質問しております。そのときの答弁では、現段階ではボランティアを初めとした地域における高齢者の社会参加活動の環境整備が重要な課題であると認識している、ボランティアポイント制度については調査検討していくという答弁でありました。

7月に厚生常任委員会で北海道苫小牧市の介護支援いきいきポイント事業について視察してまいりました。苫小牧市では平成20年に先進的に取り組んだ東京稲城市への行政視察をし、平成23年度地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し、事業をスタートしております。

事業の内容については、要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者が、介護支援、ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励、支援し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進するものであります。前もって登録された施設及び市民にボランティア活動として参加し、活動実績に応じてポイントを付与し、集めたポイントを換金するもので、限度額が設定されております。

事業に参加を希望する高齢者は、事前に事業の目的や活動の心得等について研修を受け登録し、話し相手や配膳等の活動行っております。

さらに私は全国初の取り組みを開始した稲城市に視察してまいりました。平成19年度から取り組んできた稲城市で期待される効果として、1つに地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まる。2つ目に、社会参加活動などに参加する元気な高齢者が増える。3つ目に、要介護者などに対する介護支援ボランティア活動に関心が高まる。4つ目に、結果として介護給付費等の抑制が期待できる。現在468人が登録し、455人が活動しております。一番のご高齢の方は92歳、また、93歳に及ぶとお話を伺って大変に感動してまいりました。

厚生労働省は、来年度から10年かけて行う国民の健康づくり計画、健康日本21をまとめ、健康寿命を指標の1つとして盛り込んでおります。2011年の健康寿命については、男性70歳、女性73歳、平均寿命に対し男性9年、女性12年短くなっている状況がございます。ボランティアをすることで、少しでも世の中のお役に立っている、必要とされているとの生きがいを感じることで、心身の健康の増進につながり、介護予防に役立つとのことで取り組む自治体が増えてきております。

先日の秋田魁の報道にもありましたように、秋田市では10月から介護施設でボランティア活動をした65歳以上の高齢者に、活動時間に応じて年間最大5,000円の交付金を支給するようであります。当市でも健康寿命がより伸びるような施策に介護支援ボランティア制度についてのお考えをお伺いいたします。

3番、横手市グラウンドゴルフ連盟の要望についてであります。

平成22年12月議会で5点について一般質問しております。おかげさまで、グリーンスタジアムとゴルフ場の間仕切りについては、早速外周フェンスにマットを張るなどの目隠しをしていただき、野球の試合があるときにもグラウンドゴルフの競技が安心してできるようになりました。

また、大会のときには、スポーツ振興課で仮設トイレなども用意をしていただき、大変にありがたいとの感謝の声をいただいております。

先月の30日に市内の大会があり、猛暑の中300人を超えるグラウンドゴルフ愛好家が集い、競技が行われておりました。また、今月中には、500人が集っての大会があると伺い、テントは張っているものの、グラウンドゴルフ場には日陰がなく、樹木の生長が大変待ち望まれております。

平成22年12月議会一般質問の答弁では、1点目の利用者の休憩所については、休憩場所のないコース、西部にあずまやの設置を検討していく。2点目、駐車場と水飲み場の設置については、駐車場築造工事とあわせて検討していく。3点目、ふるさと村への連絡通路については、公園全体の利用体系を見ながら検討していくとの答弁でありました。その後の進捗状況と横手市グラウンドゴルフ連盟の要望の3点について、どのように検討されたのかお伺いをいたします。

また、新たな要望として、AEDの設置や現在は月曜日休みでありますが無休で開放してほしいとの要望がございます。この点についてもあわせてお伺いをいたします。

最後に、4番横手市防災会議条例の一部改正についてであります。

災害対策基本法の改正に伴い、条例の一部改正するものでございますが、これまでも女性の視点を取り入れるよう要望してまいりました。女性防災会議の設置を積極的に条例に入れるべきであり、なぜ一部改正に具体的な文言を入れなかったのかをお伺いいたします。

これで、一般質問を終わります。ご清聴大変にありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 4点のお尋ねがございましたけれども、1点目の学校教育につきましては教育委員会のほうから答弁をさせたいと思います。私からは、2点目の高齢者の社会参加の促進についてから答弁を申し上げたいというふうに思います。

この事業は議員からご指摘がございましたが、平成19年5月の厚生労働省介護保険課長通知で、介護予防施策として地域支援事業の交付金対象とする旨通知があったものであります。介護予防を推進し、高齢者の社会参加につなげる事業ですが、介護施設でのボランティア受け入れ態勢が整っていないなどの理由で、全国の実践例はまだ少ないのが現状であります。

市内の特別養護老人ホーム、グループホーム、ショートステイ、デイサービス53施設では、ほぼ全施設でボランティアを受け入れております。そのほとんどが団体であります。個人で定期的に活動している方がおられ、要介護者の話し相手や清掃作業のほか、演芸披露などを行っておられます。

しかしながら、ボランティアを受け入れできる人数には限度があることや、常時受け入れできる体制が整っておらず、また、感染症への対応や個人情報の流出防止、プライバシーの保護、利用者の混乱を避けるための体制づくりなど、多くの課題を抱えている状況です。

ご質問の介護ボランティアポイント制度導入については、地域の美化活動やイベントへの協力などさ

さまざまなボランティア活動が行われている中で、他の分野のボランティアとのバランスを著しく欠くことのないよう慎重に進める必要があります。

今後もボランティアの輪を広げる施策を継続して行うとともに、介護ボランティアポイント制度の導入については、引き続き介護施設や社会福祉協議会と協議し、検討してまいりたいと思います。

3番目の横手市グラウンドゴルフ連盟の要望についてでございます。

まず1点目の休憩所の建設についてであります。グラウンドゴルフ場内に既に設置している2カ所のほか、コース西側への東屋建設について検討してまいりました。しかしながら、東屋よりもテントを休憩所として管理棟前に配置したほうがより多くの方に利用していただけるものと判断し、先般設置したところであります。今後、大きな大会や利用者が多いときなどは、必要に応じてパラソルの配置やテントの数を増やすなど、運用管理に工夫をしてまいりたいと思います。

2点目の駐車場と水飲み場の設置についてであります。朝日が丘側に整備中の駐車場が10月に完成予定であり、利用者の利便性が高まるものと期待いたしております。また、水飲み場の増設についてであります。管理棟周辺への設置を計画しているところであります。

その他の要望のうち、トイレ増築についてであります。前回答弁いたしましたとおり、参加者の多い大会では、主催者による仮設トイレの設置をお願いするなどしてトイレ確保を図っているところであります。また、秋田ふるさと村への連絡通路開設についてであります。このたびグラウンドゴルフ場の南側通路と秋田ふるさと村駐車場を結ぶ散策路整備工事を発注いたしました。この工事は、年内に完成予定であり、完成後は秋田ふるさと村へ歩いて行けることから、互いの施設の誘客効果が高まるものと期待いたしております。

コース拡張につきましては、前回の答弁のとおり、現在の計画では予定をしておりません。また、グリーンスタジアムとグラウンドゴルフ場の間仕切りにつきましては、議員からもご紹介がございましたとおり、既にスタジアムの外周フェンスに目隠しマットを設置いたしております。

最後に、AEDの設置と施設の無休開放についての要望でございます。AEDは既にグラウンドゴルフ場管理棟へ設置してございます。また、無休、いわゆる休みなく開放する件につきましては、天然芝の養生、芝刈り、散水、施肥、いわゆる肥料などのコース維持管理業務を実施し、常に快適な環境でプレーをしていただくためにも、週1日の休日が必要と考えております。

最後に、4番目の横手市防災会議条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、東日本大震災を教訓とした災害対策基本法の改正に基づくものでありまして、改正項目の1つとして防災会議への多様な主体の参画を促進することと規定しております。具体的には、男女共同参画の推進や高齢者、障害者などさまざまな立場の方のご意見をもとに、防災計画や防災対策の充実を図ろうというものであります。

本市としましては、女性委員を含め、高齢者や障害者などあらゆる立場の市民の皆様からご意見をいただくため、15名の増員を行うものです。改正後の施行についてであります。委員として女性を8名、

自主防災組織から2名、高齢者、障害者から2名、その他3名を想定しており、作業部会を設置して防災計画や防災対策についてきめ細やかなご協議をお願いする予定でございます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 学校教育関連で、アレルギー対応についてのご質問がございました。

アレルギーをお持ちの児童・生徒に対する対応というのは、給食センターに限らず私も体験して持っておりますが、例えば修学旅行、一番対応に熟知してある家庭から長い期間、しかも遠距離で切り離して活動させるということで、事前に大変な家庭との打ち合わせ、そのようなことをして行ったという経験がございます。

さて、給食のアレルギー対応については、保護者に医師の診断書等の提出をお願いして、学校長、学級担任、養護教諭、栄養士、給食センターの所長、保護者が面接を行い、保護者との合意によってどう対応するかを決めております。

建設が予定されている新センターには、アレルギー対応食専用の調理室を設置することとしており、アレルギー対応の調理員の配置も含め、基本的には除去食を基本としながら、代替食の提供についても検討するとともに、実施に当たっては先ほど申し上げましたように一番対応を熟知している保護者と十分な協議を行って、また、医師の指導や家庭の協力も得ながら、できる限りの対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

さて、エピペンの使用ということでのご質問がございました。先ほど議員の質問の中にもありましたが、エピペンを使用しなければならない状態にある児童・生徒が横手市には2人おります。県医師会、県教育委員会の指針というのがありまして、それに基づいて処方されている児童・生徒の在籍する学校の職員が、処方した主治医から正しい使用の研修を受けることが義務づけられておりまして、たまたま私が訪問したときに、全職員が学校医から研修を受けている場面に遭遇したこともあります。

先ほどの現在小学生1名、中学生1名というその当該校では、もちろん全職員が主治医の研修を受けて、だれでもエピペンの使用ができるよう万全の体制をしいております。

また、職員はご存じのように年度末に異動がありますので、その対象児童・生徒がいない職員に対してもエピペンの研修というのは必要だと考えておりますので、市内小・中学校に適切な対応をするよう通知等により周知しているところですが、校長会等ですべての教職員の共通認識になるようにこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

熱中症対策でミストシャワーのご提案がございました。熱中症と診断された市内小・中学生は、平成23年度で小学生1名、中学生1名、平成24年度、今ですが、現在のところ小学生はゼロ名、中学生は8名で、いずれにしても症状は軽度でありました。現在、市内小・中学校では、水筒を持参するようという対応だとか、Tシャツ、短パンでの登校をなささいという推奨だとか、教室への扇風機の設置だと

か、コンピューター教室や図書館、いわゆるエアコンの入っている部屋ということでございますが、そこでの交代による授業だとか、熱中症対策は既にも実施しております。ご提案のありましたミストシャワーにつきましては、必要性も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） ご答弁大変にありがとうございました。

1番の新給食センターでの食物アレルギー対応についてでありますけれども、先ほど教育長からお話いただきましたように、新センターでは代替食も検討していくということで、本当に感謝申し上げたいと思います。

それで、これまで配置された栄養士さんですけれども、山内、増田、十文字ですね、そこから栄養士さんがいなくなって、9名から6名になるわけなんですね。やはり学校給食の中で一番大事なことは、やっぱり食育をしっかりと推進していくということが非常に大事になってくるのではないかとこのように考えますけれども、その点については、栄養士さんの配置についてはどのような検討をなされているのかお伺いをしたいと思います。

○佐藤清春 議長 教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 栄養士に関しましては、まず給食センターが3つ減るということは、これは県のまず教職員配置定数というのが基準が決まっております、1,501人以上でなければ複数の栄養職員を共同調理所には置かないというような規定になっております。したがって、新しい給食センターができて、まず、給食センターには2名ということで、単純になくなった数だけ3名全体としては減るとこのような状況は間違いないこととあります。

ただ、まず本市におきましては、栄養教諭もおりますので、食育に関してはまず栄養教諭の配置はまずこれまで以上にまず十分に活用していくということと、まず4,500、今3,000ぐらいの横手市に4,500ということですので、2名の栄養職員ではもしかすると食育を進める上では若干足りないかもしれないというようなことも考えられます。そういう職員の配置等につきましては、今後じっくりと検討しながら、学校栄養職員の配置についても県の2名のほかに必要かどうかというようなことも検討してまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはりアレルギー疾患の児童というのは、非常に敏感でございます、そこで別の部屋の中で調理をするという形になっていきますし、非常に慎重を期する場合がありますので、ぜひ栄養士さんについては、専門の栄養士さんを設置して対応していただきたいというふうに思います。

それで、先ほどちょっと申し上げるのを忘れてしまったというか、あれなんですけれども、例えば今現在、牛乳をまず全体では9人ぐらい除去ということでなされているんですけれども、そのお母さんからぜひできれば牛乳を麦茶にならないだろうかとこのようにお話があつて、予算的なこともあるかもし

れませんけれども、全国的にはやっているところもあるようでございますので、その点についてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 まず、牛乳につきましては、栄養価も高いことで、まず牛乳を当然飲食するということが献立等もまず検討しているということでありまして、まず、牛乳の飲用については国でも推奨しているというようなことでありまして、基本的には今後も牛乳が基本になっていくということだと思います。

ただ、飲めない子どもにつきましては、現在は停止という形でまず対応してはいますが、新しい給食センターが今度設置しますので、ガイドライン等も検討していくという中で、飲めない子どもについてはそういった別の飲み物についても検討していかなければいけないかなというように考えております。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 今、指導部長からもありましたように、しっかりとガイドラインを設置して、やっぱりこれまではそれぞれの給食センターで実施してきたわけですので、しっかりとそういうガイドライン、またマニュアル等をつくって対応していただきたいなというふうに思っております。

それと、例えばアレルギー対策協議会というようなものもつくりまして、しっかりと情報を共有しながらやっていただきたいというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがなものでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 まず、今までの給食センターにおきましては、各地域の学校と給食センターの間でアレルギー対応等については共通理解といいますか、情報交換したり対応等について協議してまいりました。また、今後につきましては、やはり4センターになって横手市は大変大きくなりますので、市全体として共通してやるべきかどうかというようなこともやっぱり考えていかなければいけないと思います。まず、給食に関しては、学校給食運営協議会というものもありますので、そういったものに諮りながら、今後じっくりと検討していきたいと思っております。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはり、7センターでアレルギーをお持ちの子どもさんが146人という非常にアレルギーの子どもたちが増えている状況であるというふうに伺っているんですね。これは本当に除去したりしている人数であって、もっと具体的に調べますと食物アレルギーはなくても、やっぱり例えばぜんそくとか、そういういろいろなアレルギーをお持ちの子どもさんが増えている状況でございますので、非常にこれから大きくなって、そういうアレルギーを持っている子どもさんがそういう危険な状態になるとなってくると、非常に厳しい状況に置かれるようなことになるので本当に申しわけないので、やはりしっかりとそういうアレルギー対策委員会とか、協議会とか、そういうのをしっかりと立ち上げていただいて、安心な中で子どもたちの給食を召し上がれるようにしていただきたいなというふう

に思います。その点については、これからいろいろと検討なされると思いますけれども、その点についてはその方向で検討していくという方向なのでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 正直に申しまして、アレルギー対策協議会というものを立ち上げるかどうかについては、現在までは検討のベースにのっておりませんでしたので、その点も踏まえてやっていきたいと思いますが、アレルギー対応につきましては、新しいセンターでも除去、あるいは代替食というようなものは、当然できるようにしていきたい、可能な限りできるようにしていきたいと思います。

ただ、やはりまず今お話になったように、安全・安心な給食ということでありますので、そのアレルギーをお持ちの保護者の皆様とか子どもも含めまして、学校に来て安全に給食が食べられるという状況をつくるのが大事だと思いますので、先ほどもお話したとおり対応等について保護者と十分な協議をした上で決めているという現状がありますので、そういった保護者の信頼を得られるような話し合いをじっくりして、可能な限り対応していくというのが基本線であります。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） ありがとうございます。

それでは、そのような方向で検討していただきたいというふうに思います。

それと、先ほど教育長のほうからエピペンの使用可能な体制整備をということでお話をいただきました。それで、担当の先生、養護教諭のみならず、全職員に対してまず研修を行っていくという方向のお話でありましたけれども、その点についてはそのような受けとめ方でよろしいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 先ほども一例を申し上げましたが、特に小学校は学級担任がほとんどの時間をその子と過ごすわけですので、そんなに広い、みんなが同じぐらいのレベルでそれを研修をやるに越したことはないわけですが、特に中学校は、時間で教科で先生がかわったり、部活で部活の対応の人がいたりというさまざまな先生が1人の生徒にかかわるわけですので、全体研修というのは必須だと考えております。

私が先ほどたまたま行った学校でというのは、そこにはエピペンを処方されている中学生のいる学校でしたが、全員で研修をしておりました。そのようなことは中学校においては絶対に必要だなというふうに我々も考えておまして、また、異動もありますので先ほども答弁を申し上げましたが、今その学校にいなくても、そういう生徒のいる学校に異動がありますので、全体的な認識というのは、みんななどの先生方も持っていなければいけないというふうに考えておりますので、医師会等と相談をしながらやることになるというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） ありがとうございます。

その方向で何とかひとつよろしく願いをいたします。

それで、子どもたちの熱中症対策の一環としてミストシャワーを今回提案させていただきましたけれども、やはり非常にコストが安いということで提案をしたものでありますけれども、これから熱中症対策の1つとしてこれから検討していくという方向でありましたけれども、その部分については、具体的に設置の方向で考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 設置の方向で考えては今はいません。というのは、埼玉県の越谷の状況と秋田県横手市の状況はかなり違うと思います。

それから、ミストシャワーの有効範囲というのはかなり狭いものです。越谷の状況では、例えばグラウンドの入り口のあたりに1つ設置をしてという状況のようでありますけれども、その周囲何メートルが有効範囲といたしますか、ただ、それも何かあるときにそこに体育の時間に行かせるとかということはあると思いますが、それが一律全校に教育委員会が設置しなさいというような話で行ったほうがいいのか、うちの学校はこのように周りに日陰もないし、うちのほうは1つと言わず2つつけたほうがいいなという学校は2つあそこあそこにつけましょと、今のような予算ですので、だから一律横手市の学校全部にせいでつけるというようなことは、私は今のところは考えておりません。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） そのとおりだと思いますので、何とかひとつよろしく願いいたします。

それで、全国では保育園とか駅前、公共の施設など、そういうところにミストシャワーを設置しているようでありますけれども、横手市としては例えば駅前に設置するとか、そういうことについては考えていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 今現在のところは公共施設なりということでの議論はしてございません。ただ、イベントとか何かある場合については、簡易的なものとかというのは、それはいろいろな場面で考慮していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 何とぞひとつ検討のほどよろしく願いをいたします。

それでは、2番の高齢者の社会参加の促進についてということで、2回目の一般質問ということで、私も非常に悩みまして、稲城市のほうに行ってみりましたところ、90歳のボランティアの方々が元気に一生懸命取り組んでいるというお話を伺って、やはりそういうところを市に何とか生かせないかなというふうに思った次第であります。

これから秋田市でも始まったようでありますので、そういう実績等も見まして、何とかひとつ検討していただきたいなという、非常に介護を受ける人が増えてきていますし、寝たきりになっている方も増

えてきている状況にありますので、何とかそういうところにボランティアの方々に入っていて、お手伝いしていただいて、社会の中で役に立っているという気持ちが非常に生きる希望につながっていくという、だから何か先日こんなお話がございました。病院に来ている方がここに来るのも元氣なうちだというお話があったというんですね、病院に来ていて、ここに来るのも元氣なうちということで、歩けなくなればあとここも来れねというようなお話があって、やっぱり健康寿命をいかに長くしていくかということが、これからの我が市の課題でもあると思いますので、検討していただきたいなというふうに思います。

それと、あと時間もあれですので、3番の横手市グラウンドゴルフ連盟の要望についてでありますけれども、利用者の休憩所の建設については、テントを管理棟のところへ設置していただいておりますので、それでということのようでありますけれども、できればまだ樹木が小さくて、日陰にはほとんど当たらないような状況でありまして、できればテニスコートを建設するあたりに管理棟の近くに1つ設置していただけないかというのが正直な思いでありますので、その点についてはどのようなお考えなのかお伺いいたします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 議員がご指摘のように、樹木の生育には時間がかかります。その間の休憩所、日よけということで、休憩所のご要望についていろいろとご意見があるわけですがけれども、先ほども市長が申し上げましたとおり、基本的にはテントのほうがより多くの方々が入って休むことができますので、大会等にも柔軟に対応できるということで、テントでの対応を考えていきたいということで考えております。

ただ、テニスコートの部分についての先ほどのご提案につきましては、テニスコートについては現在整備についてまだ未定という状況でございます。

ただ、大鳥公園のほうのテニスコートといいますか、大鳥井遺跡が一昨年度ですか、国の史跡指定を受けたということで、今後の大鳥公園のあり方、また、史跡公園としての整備をどのように進めていくのかという議論もございますので、そういったことを考え合わせますと、いずれ赤坂総合公園のほうのテニスコートの予定地というのは、活用される場所であるというふうには思っております。そういった際に、当然テニスコート側でもそういう日よけ等もやはり必要だと思いますので、そういう検討の中で一緒にあわせて検討を進めさせていただきたいなと思っております。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） ありがとうございます。

あとは、もう連絡通路についても散策路を発注したということでありますので、大変にありがとうございました。

あとは、AEDの設置については、まず本当に素早く対応していただいてありがたいなというふうに思っております。ただ一つ気になるのは、500名という方がいらっしゃったときに、やはりしっかりと

AEDが使える状況にあるのかということが私は大変心配でありますけれども、なぜかと申しますと昨年、日中に私もちょっと行った折に、トイレのドアがあかなくなつて大騒ぎした状況を見ておまして、市の職員の方がそのときにたしかいらつしやらなかつたというふうに私は感じておりますけれども、例えばそういう緊急時の対応とか、そういうAEDの対応とか、その辺についてはしっかりしているのかどうか、その点について確認したいと思ひます。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまのAEDの設置はお話がありまして早速つけましたけれども、その管理につきましても担当しておりますスポーツ振興課のほうへまず開場中のそういう事故がいつ起きるかわからないということで、十分注意してすぐ使えるような体制でということで、私のほうから指示しておりますので、何とかよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番(土田百合子議員) やはり熱中症になつた約50人の方の大半が高齢者ということで、これからもまだ油断できない状況にございますので、どうか緊急時の連絡体制というものをしっかりとお願いしたいなというふうに思つております。

また、最後の防災会議の構成員については、女性8名ということで非常に感謝申し上げるものであります。こういったところに女性の視点をぜひ生かしていただきたいということをお願いいたしまして、答弁大変にありがとうございました。

---

#### ◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時59分 散会